

1

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	十億	5	6	6	6	1	2	4	円
(前年からの繰越額)	①		2	0	6	2	0	5	4	6
(本年の収入額)	②		3	6	0	4	5	5	7	8
支 出 総 額	B		3	6	9	3	4	0	6	5
翌年への繰越額	A-B		1	9	7	3	2	0	5	9

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	百	十	円
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)						

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額									備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附 (うち特定寄附)	十億	2	2	5	2	0	0	0	円	内訳は(その7)へ
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		1	9	1	4	8	0	0	0	
(ロ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附				1	5	4	0	0	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ロ)		2	1	5	5	4	0	0	0	
(寄附のうち寄附の あつせんによるもの)									0	内訳は(その8)へ
イ 政 党 匿 名 寄 附									0	内訳は(その9)へ
合 計 (ア+イ)		2	1	5	5	4	0	0	0	

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入									
事業の種類	金 額						備 考		
第一選挙区支部議員懇談会		十億		百万	3	6	0	0	円 H25.2.3 カフェインデリオブニー
青年部交流会					5	8	0	0	H25.2.9 焼肉レストラン 明月
中小企業対策意見交換会					4	2	0	0	H25.11.18 373ガーデンホテル福丸
こ の 頁 の 小 計					1	3	6	0	0
合 計					1	3	6	0	0

(備考) 1 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。
 2 機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「〇〇紙発行事業」、「甲政治資金パーティー開催事業」というように細分したうえで記載すること。その他の事業にあっては「〇〇〇事業」というように記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入												
交付金を供与した本部又は支部の名称			金 額							年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党鹿児島県支部連合会			十億	百万	千	円				25. 4. 15	鹿児島市真砂町52番地2号	
自由民主党 本部				3	0	0	0	0	0	25. 5. 10	東京都千代田区永田町	1-11-23
" "				2	0	0	0	0	0	25. 5. 31	"	
" "				2	0	0	0	0	0	25. 7. 31	"	
" "				2	0	0	0	0	0	25. 10. 31	"	
" "				1	0	0	0	0	0	25. 12. 12	"	
" "				2	0	0	0	0	0	25. 12. 24	"	
こ の 頁 の 小 計				13	0	0	0	0	0			
合 計				13	0	0	0	0	0			

(備考) 1 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称、主たる事務所の所在地、当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当する欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入							
摘 要	金 額				備 考		
	十億	百万	千	円			
こ の 頁 の 小 計				0			
1 件 10 万 円 未 満 の も の			8 7	7 7 8			
合 計			8 7	7 7 8			

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその額及び年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載すること。
- 2 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を具体的に記載すること。
- 3 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額						年月日	住 所	職 業	備 考
水流 貞彦		十	百	千	百	円	25.1.7	鹿児島市永吉 3-18-5	司法書士	
"				1	0	0	25.1.30	"	"	
"				1	0	0	25.3.4	"	"	
"				1	0	0	25.4.1	"	"	
"				1	0	0	25.5.2	"	"	
"				1	0	0	25.5.30	"	"	
"				1	0	0	25.7.2	"	"	
"				1	0	0	25.7.31	"	"	
"				1	0	0	25.8.30	"	"	
"				1	0	0	25.10.2	"	"	
"				1	0	0	25.10.30	"	"	
"				1	0	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計				1	2	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額				年月日	住 所	職 業	備 考
江 籠 三 浩		十 億	百 万	千 円	25.1.7	日 置 市 伊 集 院 町 下 谷 口 1929	歯 科 医 師	
〃				〃	25.1.30	〃	〃	
〃				〃	25.3.4	〃	〃	
〃				〃	25.4.1	〃	〃	
〃				〃	25.5.2	〃	〃	
〃				〃	25.5.30	〃	〃	
〃				〃	25.7.2	〃	〃	
〃				〃	25.7.31	〃	〃	
〃				〃	25.8.30	〃	〃	
〃				〃	25.10.2	〃	〃	
〃				〃	25.10.30	〃	〃	
〃				〃	25.12.2	〃	〃	
この頁の小計				1 2 0 0 0 0				
その他の寄附								
合 計								← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額								年月日	住 所	職 業	備 考	
米盛 學		十		百万	3	0	0	0	円	25.1.29	鹿児島市草牟田二丁目26-30	医 師	
〃					3	0	0	0	0	25.2.27	〃	〃	
〃					3	0	0	0	0	25.3.27	〃	〃	
〃					3	0	0	0	0	25.4.30	〃	〃	
〃					3	0	0	0	0	25.5.27	〃	〃	
〃					3	0	0	0	0	25.7.1	〃	〃	
〃					3	0	0	0	0	25.7.26	〃	〃	
〃					3	0	0	0	0	25.8.26	〃	〃	
〃					3	0	0	0	0	25.9.27	〃	〃	
〃					3	0	0	0	0	25.11.1	〃	〃	
〃					3	0	0	0	0	25.11.27	〃	〃	
〃					3	0	0	0	0	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計					3	6	0	0	0		← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること		
その他の寄附													
合 計													

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額						年月日	住 所	職 業	備 考
園田 龍一		十	百	千	百	円	25.1.28	東京都豊島区南池袋 2-26-5-4F	会社役員	
"				1	0	0	25.2.27	"	"	
"				1	0	0	25.3.27	"	"	
"				1	0	0	25.4.20	"	"	
"				1	0	0	25.5.27	"	"	
"				1	0	0	25.6.27	"	"	
"				1	0	0	25.7.29	"	"	
"				1	0	0	25.8.27	"	"	
"				1	0	0	25.9.27	"	"	
"				1	0	0	25.10.28	"	"	
"				1	0	0	25.11.27	"	"	
"				1	0	0	25.12.27	"	"	
この頁の小計				1	2	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額				年月日	住 所	職 業	備 考
遠藤 久子		十億	百万	5千	000円	25.1.28	東京都足立区西新井6-23-9	会社員
"				5	0000	25.2.27	"	"
"				5	0000	25.3.27	"	"
"				5	0000	25.4.30	"	"
"				5	0000	25.5.27	"	"
"				5	0000	25.6.27	"	"
"				5	0000	25.7.29	"	"
"				5	0000	25.8.27	"	"
"				5	0000	25.9.27	"	"
"				5	0000	25.10.28	"	"
"				5	0000	25.11.27	"	"
"				5	0000	25.12.27	"	"
この頁の小計				6	0000			
その他の寄附								
合 計								

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額							年月日	住 所	職 業	備 考
古牟田 直		十億		百万		5千	0 0 0 円	25.1.28	霧島市隼人町真孝998	医 師	
"						5	0 0 0	25.2.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.3.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.4.30	"	"	
"						5	0 0 0	25.5.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.6.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.7.29	"	"	
"						5	0 0 0	25.8.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.9.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.10.28	"	"	
"						5	0 0 0	25.11.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.12.27	"	"	
この頁の小計						6	0 0 0 0				
その他の寄附											
合 計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

←様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附				
寄附者の氏名	金 額						年月日	住 所	職 業	備 考		
久島 満洋	十億	百万	2	千	0	0	0	円	25.1.28	東京都豊島区南長崎2-11-14-402	税理士	
〃			1	0	0	0	0		25.2.27	〃	〃	
〃			1	0	0	0	0		25.3.27	〃	〃	
〃			1	0	0	0	0		25.4.30	〃	〃	
〃			1	0	0	0	0		25.5.27	〃	〃	
〃			1	0	0	0	0		25.6.27	〃	〃	
〃			1	0	0	0	0		25.7.29	〃	〃	
〃			1	0	0	0	0		25.8.27	〃	〃	
〃			1	0	0	0	0		25.9.27	〃	〃	
〃			1	0	0	0	0		25.10.28	〃	〃	
〃			1	0	0	0	0		25.11.27	〃	〃	
〃			1	0	0	0	0		25.12.27	〃	〃	
この頁の小計			1	3	0	0	0	0				
その他の寄附												
合 計										← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること		

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額					年月日	住 所	職 業	備 考
江藤 昭子		十億		百万	1 0 0 0 0 円	25.1.28	東京都港区六本木7-2-2-603	会社役員	
〃					1 0 0 0 0	25.2.27	〃	〃	
〃					1 0 0 0 0	25.3.27	〃	〃	
〃					1 0 0 0 0	25.4.30	〃	〃	
〃					1 0 0 0 0	25.5.27	〃	〃	
〃					1 0 0 0 0	25.6.27	〃	〃	
〃					1 0 0 0 0	25.7.29	〃	〃	
〃					1 0 0 0 0	25.8.27	〃	〃	
〃					1 0 0 0 0	25.9.27	〃	〃	
〃					1 0 0 0 0	25.10.28	〃	〃	
〃					1 0 0 0 0	25.11.27	〃	〃	
〃					1 0 0 0 0	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計					1 2 0 0 0 0				
その他の寄附									
合 計									

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額					住 所	職 業	備 考
山田 淳一郎		十億		百万	5千 0 0 0 円	25.1.28 東京都杉並区高井戸東3-14-17	会社役員	
"					5 0 0 0	25.2.27	"	"
"					5 0 0 0	25.3.27	"	"
"					5 0 0 0	25.4.30	"	"
"					5 0 0 0	25.5.27	"	"
"					5 0 0 0	25.6.27	"	"
"					5 0 0 0	25.7.29	"	"
"					5 0 0 0	25.8.27	"	"
"					5 0 0 0	25.9.27	"	"
"					5 0 0 0	25.10.28	"	"
"					5 0 0 0	25.11.27	"	"
"					5 0 0 0	25.12.27	"	"
この頁の小計					6 0 0 0 0			
その他の寄附								
合 計								

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額					住 所	職 業	備 考
重信真一		十億		百万	1 0 0 0 0 円	25.1.28 東京都北区豊島4-16-34-802	会社役員	
"					1 0 0 0 0 円	25.2.27 "	"	
"					1 0 0 0 0 円	25.3.27 "	"	
"					1 0 0 0 0 円	25.4.30 "	"	
"					1 0 0 0 0 円	25.5.27 "	"	
"					1 0 0 0 0 円	25.6.27 "	"	
"					1 0 0 0 0 円	25.7.29 "	"	
"					1 0 0 0 0 円	25.8.27 "	"	
"					1 0 0 0 0 円	25.9.27 "	"	
"					1 0 0 0 0 円	25.10.28 "	"	
"					1 0 0 0 0 円	25.11.27 "	"	
"					1 0 0 0 0 円	25.12.27 "	"	
この頁の小計					1 2 0 0 0 0 円			
その他の寄附								
合 計						← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること		

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附					
寄附者の氏名	金 額						年月日	住 所	職 業	備 考			
清水 清春		十億		百万	1	0	0	0	円	25.1.28	神奈川県茅ヶ崎市萩園2114-74	会社役員	
〃					1	0	0	0	0	25.2.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.3.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.4.30	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.5.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.6.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.7.29	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.8.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.9.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.10.28	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.11.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計					1	2	0	0	0	0			
その他の寄附													
合 計											← 様式 (その2) の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること		

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額						年月日	住 所	職 業	備 考
川口 義洋		十億		百万	1	0000	25.1.28	神奈川県川崎市川崎区新川通5-4	会社顧問	
"					1	0000	25.2.27	"	"	
"					1	0000	25.3.27	"	"	
"					1	0000	25.4.30	"	"	
"					1	0000	25.5.27	"	"	
"					1	0000	25.6.27	"	"	
"					1	0000	25.7.29	"	"	
"					1	0000	25.8.27	"	"	
"					1	0000	25.9.27	"	"	
"					1	0000	25.10.28	"	"	
"					1	0000	25.11.27	"	"	
"					1	0000	25.12.27	"	"	
この頁の小計					1	2000				
その他の寄附										
合 計								← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること		

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額					年月日	住 所	職 業	備 考
築地 憲三郎		十 萬		千	円	25.3.27	大阪府門真市新橋町8-28-307	税理士	
"				1 0	0 0 0	25.5.27	"	"	
"				1 0	0 0 0	25.6.27	"	"	
"				1 0	0 0 0	25.7.29	"	"	
"				1 0	0 0 0	25.8.27	"	"	
"				1 0	0 0 0	25.9.27	"	"	
この頁の小計				6 0	0 0 0				
その他の寄附									
合 計									

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金 額					住 所	職 業	備 考	
田中 達三		十	百	千	円	25.1.28	神奈川県横須賀市林崎4-4-12	正務課長	
"				5	0 0 0	25.2.27	"	"	
"				5	0 0 0	25.3.27	"	"	
"				5	0 0 0	25.4.30	"	"	
"				5	0 0 0	25.5.27	"	"	
"				5	0 0 0	25.6.27	"	"	
"				5	0 0 0	25.7.29	"	"	
"				5	0 0 0	25.8.27	"	"	
"				5	0 0 0	25.9.27	"	"	
"				5	0 0 0	25.10.28	"	"	
"				5	0 0 0	25.11.27	"	"	
"				5	0 0 0	25.12.27	"	"	
この頁の小計				6	0 0 0 0				
その他の寄附									
合 計						← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること			

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金 額						年月日	住 所	職 業	備 考	
布施 麻記子		十億		百万		5千	0 0 0 円	25.1.28	東京都中野区江古田3-9-2A-302	会社役員	
"						5	0 0 0	25.2.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.3.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.4.30	"	"	
"						5	0 0 0	25.5.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.6.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.7.29	"	"	
"						5	0 0 0	25.8.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.9.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.10.28	"	"	
"						5	0 0 0	25.11.27	"	"	
"						5	0 0 0	25.12.27	"	"	
この頁の小計						6	0 0 0 0				
その他の寄附											
合 計											

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額				年月日	住 所	職 業	備 考
鈴木 伸雄		十億	百万	千	25.1.28	埼玉県春日部市粕壁5599-5	会社役員	
"				3	25.2.27	"	"	
"				3	25.3.27	"	"	
"				3	25.4.30	"	"	
"				3	25.5.27	"	"	
"				3	25.6.27	"	"	
"				3	25.7.29	"	"	
"				3	25.8.27	"	"	
"				3	25.9.27	"	"	
"				3	25.10.28	"	"	
"				3	25.11.27	"	"	
"				3	25.12.27	"	"	
この頁の小計				36				
その他の寄附								
合 計								

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附			
寄附者の氏名	金 額					年 月 日	住 所	職 業	備 考
鈴木 信俊		十億		百万	5千	000円	25.1.28	横浜市中区金沢2-2-4	会社役員
〃					5	000	25.2.27	〃	〃
〃					5	000	25.3.27	〃	〃
〃					5	000	25.4.30	〃	〃
〃					5	000	25.5.27	〃	〃
〃					5	000	25.6.27	〃	〃
〃					5	000	25.7.29	〃	〃
〃					5	000	25.8.27	〃	〃
〃					5	000	25.9.27	〃	〃
〃					5	000	25.10.28	〃	〃
〃					5	000	25.11.27	〃	〃
〃					5	000	25.12.27	〃	〃
この頁の小計					6	0000			
その他の寄附									
合 計									

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額				年月日	住 所	職 業	備 考
佐藤 辰彦	十	百	千	円	25.1.4	東京都新宿区西新宿6-24-1	弁護士	
横山 幸雄			9	0	25.6.27	埼玉県川越市笠幡4004-2	会社役員	
"			9	0	25.12.27	"	"	
加藤 善孝			6	0	25.6.27	東京都江東区堀込2-17-15	会社役員	
"			6	0	25.12.27	"	"	
関 善明			3	0	25.6.27	東京都江戸川区南葛西6-15-14-501	会社役員	
"			3	0	25.12.27	"	"	
岩井 重一			1	5	25.6.27	神奈川県横浜市中区富士塚2-5-30	弁護士	
"			1	5	25.12.27	"	"	
添堀 徹			9	0	25.6.27	埼玉県川越市笠幡3742-13	会社役員	
"			9	0	25.12.27	"	"	
菅原 悦子			3	0	25.6.27	東京都足立区中央本町2-17-8-102	会社員	
"			3	0	25.12.27	"	"	
瀬川 昌昭			3	0	25.6.27	神奈川県藤沢市辻堂新町1-2-7-909	無 職	
"			3	0	25.12.27	"	"	
この頁の小計			1	9				
その他の寄附								
合 計								

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額				年月日	住 所	職 業	備 考
千尋 法子		十 萬		3 0 0 0 円	25.6.27	東京都渋谷区初台1-37-1-4F	会社役員	
"				3 0 0 0	25.12.27	"	"	
村田 欣入				6 0 0 0	25.6.27	神奈川県横浜市中区中原4-26-4	会社役員	
"				6 0 0 0	25.12.27	"	"	
渡辺野 誠				6 0 0 0	25.6.27	東京都三鷹市牟礼1-5-16	会社役員	
"				6 0 0 0	25.12.27	"	"	
保崎 賢			1 2 0	0 0 0 0	25.2.14	鹿児島市城西1-24-8	社会保険 者務士	
この頁の小計			1 5 0	0 0 0 0				
その他の寄附			1 2 0	0 0 0 0				
合 計			2 2 5 2	0 0 0 0	← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること			

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株) マレノウキ		十億	百万	3	0	0	25.1.31	東京都千代田区麹町4-5 紀尾井 フォキビル	青木 信幸	
〃				3	0	0	25.2.28	〃	〃	
〃				3	0	0	25.3.28	〃	〃	
〃				3	0	0	25.4.30	〃	〃	
〃				3	0	0	25.5.30	〃	〃	
〃				3	0	0	25.6.28	〃	〃	
〃				3	0	0	25.7.31	〃	〃	
〃				3	0	0	25.8.30	〃	〃	
〃				3	0	0	25.9.30	〃	〃	
〃				3	0	0	25.10.31	〃	〃	
〃				3	0	0	25.11.29	〃	〃	
〃				3	0	0	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計				3	6	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」欄と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考		
(株)エルグ設計事務所		十億		百万	1	0	0	0	円	25.1.28	東京都豊島区東光線2-1-3 MKビル	何江久夫	
〃					1	0	0	0	0	25.2.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.3.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.4.30	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.5.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.6.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.7.29	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.8.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.9.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.10.28	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.11.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計					1	2	0	0	0				
その他の寄附													
合 計										← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること			

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額					年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株) デイワイ		十億		百万	3 0 0 0 0 0 円	25.1.28	東京都渋谷区代々木 1-38-18	系 毅	
〃					3 0 0 0 0 0	25.2.27	〃	〃	
〃					3 0 0 0 0 0	25.3.27	〃	〃	
〃					3 0 0 0 0 0	25.4.30	〃	〃	
〃					3 0 0 0 0 0	25.5.27	〃	〃	
〃					3 0 0 0 0 0	25.6.27	〃	〃	
〃					3 0 0 0 0 0	25.7.29	〃	〃	
〃					3 0 0 0 0 0	25.8.27	〃	〃	
〃					3 0 0 0 0 0	25.9.27	〃	〃	
〃					3 0 0 0 0 0	25.10.28	〃	〃	
〃					3 0 0 0 0 0	25.11.27	〃	〃	
〃					3 0 0 0 0 0	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計					3 6 0 0 0 0				
その他の寄附									
合 計									

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附					
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考			
(株) 杉 友		十億		百万	2	0	0	0	円	25.1.28	東京都港区西麻布3-20-6	山田勝啓	
〃					2	0	0	0	0	25.2.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.3.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.4.30	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.5.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.6.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.7.29	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.8.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.9.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.10.28	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.4.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計					2	4	0	0	0				
その他の寄附													
合 計													

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
特殊要請法人 日本国際経済研究所	十億	百万	千	百	十	円	25.1.28	東京都港区虎ノ門4-3-1 虎ノ門ビル32階	森 哲世	
"			18	0	0	0	25.2.27	"	"	
"			18	0	0	0	25.3.27	"	"	
"			18	0	0	0	25.4.30	"	"	
"			18	0	0	0	25.5.27	"	"	
"			18	0	0	0	25.6.27	"	"	
"			18	0	0	0	25.7.29	"	"	
"			18	0	0	0	25.8.27	"	"	
"			18	0	0	0	25.9.27	"	"	
"			18	0	0	0	25.10.28	"	"	
"			18	0	0	0	25.11.27	"	"	
"			18	0	0	0	25.12.27	"	"	
この頁の小計			216	0	0	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
G-EKKO JAPAN (株)	十億	百万	2	0	0	0	25.1.28	東京都渋谷区代々木4-59-3-701	長谷川祐二	
"			2	0	0	0	25.2.27	"	"	
"			2	0	0	0	25.3.27	"	"	
"			2	0	0	0	25.5.27	"	"	
"			2	0	0	0	25.10.28	"	"	
(有)薩摩六白屋			2	0	0	0	25.4.30	東京都港区赤坂2-20-3 木村ビル	牧 豊年	
"			2	0	0	0	25.11.27	"	"	
"			2	0	0	0	25.12.27	"	"	
この頁の小計			1	6	0	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)竹本ランドリ		十	百	千	百	円	25.1.28	神奈川県川崎市高津区三ツ母口958	竹本典秀	
〃				1	0	0	25.2.27	〃	〃	
〃				1	0	0	25.3.27	〃	〃	
〃				1	0	0	25.4.30	〃	〃	
〃				1	0	0	25.5.27	〃	〃	
〃				1	0	0	25.6.27	〃	〃	
〃				1	0	0	25.7.29	〃	〃	
〃				1	0	0	25.8.27	〃	〃	
〃				1	0	0	25.9.27	〃	〃	
〃				1	0	0	25.10.28	〃	〃	
〃				1	0	0	25.11.27	〃	〃	
〃				1	0	0	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計				1	2	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		法人その他の団体からの寄附	
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考			
南島通信建設(株)	十億	百万	千	円	1	0	0	0	25.1.28	埼玉県ふたば市西大宮佐知川263-57	竹川信廣		
〃					1	0	0	0	25.2.27	〃	〃		
〃					1	0	0	0	25.3.27	〃	〃		
〃					1	0	0	0	25.4.30	〃	〃		
〃					1	0	0	0	25.5.27	〃	〃		
〃					1	0	0	0	25.6.27	〃	〃		
〃					1	0	0	0	25.7.29	〃	〃		
〃					1	0	0	0	25.8.27	〃	〃		
〃					1	0	0	0	25.9.27	〃	〃		
〃					1	0	0	0	25.10.28	〃	〃		
〃					1	0	0	0	25.11.27	〃	〃		
〃					1	0	0	0	25.12.27	〃	〃		
この頁の小計					1	2	0	0	0				
その他の寄附													
合 計										← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること			

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株) 三 和		十億		百万	千	円	25.1.28	大阪府住之江区南港東3-1-2	共田義夫	
〃					1	0	25.2.27	〃	〃	
〃					1	0	25.3.27	〃	〃	
〃					1	0	25.4.30	〃	〃	
〃					1	0	25.5.27	〃	〃	
〃					1	0	25.6.27	〃	〃	
〃					1	0	25.7.29	〃	〃	
〃					1	0	25.8.27	〃	〃	
〃					1	0	25.9.27	〃	〃	
〃					1	0	25.10.28	〃	〃	
〃					1	0	25.11.27	〃	〃	
〃					1	0	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計					1	2				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附			
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(有)美経営総研	十億	百万	千	円	1 0 0 0 0	25.1.28	大阪府門真市新橋町8-28番地407号	築地寛三郎		
〃					1 0 0 0 0	25.2.27	〃	〃		
〃					1 0 0 0 0	25.3.27	〃	〃		
〃					1 0 0 0 0	25.4.30	〃	〃		
〃					1 0 0 0 0	25.5.27	〃	〃		
〃					1 0 0 0 0	25.6.27	〃	〃		
〃					1 0 0 0 0	25.7.29	〃	〃		
〃					1 0 0 0 0	25.8.27	〃	〃		
〃					1 0 0 0 0	25.9.27	〃	〃		
〃					1 0 0 0 0	25.10.28	〃	〃		
〃					1 0 0 0 0	25.11.27	〃	〃		
〃					1 0 0 0 0	25.12.27	〃	〃		
この頁の小計					1 2 0 0 0 0					
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額									年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)共進組		十億		百万	2	0	0	0	円	25.1.29	鹿児島市易居町11番19号	竹内日晴	
〃					2	0	0	0	〃	25.2.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	〃	25.3.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	〃	25.4.30	〃	〃	
〃					2	0	0	0	〃	25.5.28	〃	〃	
〃					2	0	0	0	〃	25.6.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	〃	25.7.29	〃	〃	
〃					2	0	0	0	〃	25.8.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	〃	25.9.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	〃	25.10.29	〃	〃	
〃					2	0	0	0	〃	25.11.27	〃	〃	
〃					2	0	0	0	〃	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計					2	4	0	0	〃		← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること		
その他の寄附													
合 計													

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体からの寄附	
団体の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
今別府産業(株)		十億	百万	千	円	25.1.4	鹿児島市新栄町15-7	今別府英樹
〃				1	0	25.2.4	〃	〃
〃				1	0	25.3.4	〃	〃
〃				1	0	25.3.29	〃	〃
〃				1	0	25.5.2	〃	〃
〃				1	0	25.6.4	〃	〃
〃				1	0	25.7.2	〃	〃
〃				1	0	25.8.2	〃	〃
〃				1	0	25.9.3	〃	〃
〃				1	0	25.10.2	〃	〃
〃				1	0	25.11.5	〃	〃
〃				1	0	25.12.3	〃	〃
この頁の小計				1	2			
その他の寄附								
合 計								

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額					年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)島津興業	十億	百万	千	円		25.1.8	鹿児島市吉野町9700番地1	葉山 肇	
"			1 0	0 0 0	0	25.2.8	"	"	
"			1 0	0 0 0	0	25.3.8	"	"	
"			1 0	0 0 0	0	25.4.10	"	"	
"			1 0	0 0 0	0	25.5.10	"	"	
"			1 0	0 0 0	0	25.6.10	"	"	
"			1 0	0 0 0	0	25.7.10	"	"	
"			1 0	0 0 0	0	25.8.9	"	"	
"			1 0	0 0 0	0	25.9.10	"	"	
"			1 0	0 0 0	0	25.10.31	"	"	
"			1 0	0 0 0	0	25.11.29	"	"	
"			1 0	0 0 0	0	25.12.27	"	"	
この頁の小計			1 2 0	0 0 0	0				
その他の寄附									
合 計									

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(特)武田建築事務所	十	百	千	百	千	円	25.1.22	鹿児島市上之國町25-15 ミ洋ビル	武田 敏郎	
"			2	0	0	0	25.1.30	"	"	
"			2	0	0	0	25.4.1	"	"	
"			2	0	0	0	25.5.30	"	"	
"			2	0	0	0	25.8.2	"	"	
"			2	0	0	0	25.10.4	"	"	
"			2	0	0	0	25.11.18	"	"	
"			3	0	0	0	25.12.26	"	"	
この頁の小計			1	8	0	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考				
(特)大鹿電業		十億		百万	2	千	0	0	0	円	25.1.4	鹿児島市平之町8-31	三浦哲男	
"					4	0	0	0	0		25.1.10	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.2.1	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.3.1	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.4.1	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.5.1	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.6.3	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.7.2	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.8.1	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.9.3	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.10.2	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.11.5	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.12.2	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.12.30	"	"	
この頁の小計					3	0	0	0	0	0	← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること			
その他の寄附														
合 計														

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
藤絹織物(株)		十	百	千	百	円	25.1.7	鹿児島市南栄一丁目6番地	藤 茂喜	
"				3	0	0	25.1.30	"	"	
"				3	0	0	25.3.4	"	"	
"				3	0	0	25.4.1	"	"	
"				3	0	0	25.5.1	"	"	
"				3	0	0	25.5.30	"	"	
"				3	0	0	25.7.2	"	"	
"				3	0	0	25.7.30	"	"	
"				3	0	0	25.8.30	"	"	
"				3	0	0	25.10.1	"	"	
"				3	0	0	25.10.30	"	"	
"				3	0	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計				3	6	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)インディカリタカ	十億		百万	1	0	0	0	25.1.10	鹿児島市城山竹3-30	田中幸四郎
"				1	0	0	0	25.2.12	"	"
"				1	0	0	0	25.3.11	"	"
"				1	0	0	0	25.4.10	"	"
"				1	0	0	0	25.5.17	"	"
"				1	0	0	0	25.6.10	"	"
"				1	0	0	0	25.7.10	"	"
"				1	0	0	0	25.8.12	"	"
鹿児島インダ(株)				1	0	0	0	25.9.10	"	"
"				1	0	0	0	25.10.10	"	"
"				1	0	0	0	25.11.11	"	"
"				1	0	0	0	25.12.10	"	"
この頁の小計				1	2	0	0			
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」欄と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
大橋インサラン(株)		十	百	千	百	円	25.1.15	鹿児島市東郡元町17-15	福田光一	
"				1	1	2	25.1.23	"	"	
"				1	0	0	25.2.14	"	"	
"				1	0	0	25.3.13	"	"	
"				1	0	0	25.4.12	"	"	
"				1	0	0	25.5.14	"	"	
"				1	0	0	25.6.12	"	"	
"				1	0	0	25.7.12	"	"	
"				1	0	0	25.8.14	"	"	
"				1	0	0	25.9.12	"	"	
"				1	0	0	25.10.15	"	"	
"				1	0	0	25.11.12	"	"	
"				1	0	0	25.12.12	"	"	
"				1	0	4	25.12.25	"	"	
この頁の小計				3	3	6				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」欄と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)前田組		十	百	千	百	円	25.1.15	鹿児島市平佐内2番17号	前田昭博	
"				1	0	0	25.2.14	"	"	
"				1	0	0	25.3.13	"	"	
"				1	0	0	25.4.12	"	"	
"				1	0	0	25.5.14	"	"	
"				1	0	0	25.6.12	"	"	
"				1	0	0	25.7.12	"	"	
"				1	0	0	25.8.14	"	"	
"				1	0	0	25.9.12	"	"	
"				1	0	0	25.10.15	"	"	
"				1	0	0	25.11.13	"	"	
"				1	0	0	25.12.12	"	"	
この頁の小計				1	2	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附			
団体の名称	金 額									年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
(株)新生組		十億		百万	2	千	0	0	0	円	25.1.15	鹿児島市中央11番2号	中山幸一	
"					2	0	0	0	0		25.2.14	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.3.12	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.4.11	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.5.13	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.6.12	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.7.12	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.8.13	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.9.12	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.10.11	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.11.13	"	"	
"					2	0	0	0	0		25.12.12	"	"	
この頁の小計					2	4	0	0	0	0				
その他の寄附														
合 計														

←様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額									年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
城山観光(株)		十位		百万	2	千	0	0	0円	25.1.7	鹿児島市新照院町4番1号	伊年田均	
〃					2	0	0	0	0	25.2.5	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.2.28	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.4.5	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.5.16	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.6.4	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.7.4	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.8.16	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.9.5	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.10.4	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.11.5	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.12.5	〃	〃	
この頁の小計					2	4	0	0	0		← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること		
その他の寄附													
合 計													

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに各寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考		
(株)肥後産業		十億		百万	3	0	0	0	円	25.1.10	鹿児島市谷山港三丁目4番13	肥後貴哉	
"					1	0	0	0	0	25.1.29	"	"	
"					1	0	0	0	0	25.2.27	"	"	
"					1	0	0	0	0	25.3.27	"	"	
"					1	0	0	0	0	25.4.30	"	"	
"					1	0	0	0	0	25.6.29	"	"	
"					1	0	0	0	0	25.6.28	"	"	
"					1	0	0	0	0	25.7.29	"	"	
"					1	0	0	0	0	25.8.28	"	"	
"					1	0	0	0	0	25.9.27	"	"	
"					1	0	0	0	0	25.10.29	"	"	
"					1	0	0	0	0	25.11.27	"	"	
"					1	0	0	0	0	25.12.27	"	"	
この頁の小計					1	5	0	0	0				
その他の寄附													
合 計													

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
(株)山形屋		十	百	千	百	円	25.1.15	鹿児島市金生町3番1号	岩元 修士	
"				5	0	0	25.1.28	"	"	
"				5	0	0	25.2.27	"	"	
"				5	0	0	25.3.27	"	"	
"				5	0	0	25.4.24	"	"	
"				5	0	0	25.5.28	"	"	
"				5	0	0	25.6.27	"	"	
"				5	0	0	25.7.24	"	"	
"				5	0	0	25.8.26	"	"	
"				5	0	0	25.9.30	"	"	
"				5	0	0	25.10.23	"	"	
"				5	0	0	25.11.26	"	"	
"				5	0	0	25.12.26	"	"	
"				8	0	0	25.12.27	"	"	
この頁の小計				7	6	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」欄と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
金生産業(株)		十	百	千	百	十	円	25.1.30	鹿児島市中央10-15	岩元純吉	
"				1	0	0	0	25.2.27	"	"	
"				1	0	0	0	25.3.27	"	"	
"				1	0	0	0	25.4.25	"	"	
"				1	0	0	0	25.5.28	"	"	
"				1	0	0	0	25.6.27	"	"	
"				1	0	0	0	25.7.24	"	"	
"				1	0	0	0	25.8.28	"	"	
"				1	0	0	0	25.9.27	"	"	
"				1	0	0	0	25.10.24	"	"	
"				1	0	0	0	25.11.28	"	"	
"				1	0	0	0	25.12.26	"	"	
この頁の小計				1	2	0	0				
その他の寄附											
合 計											

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(特) 南栄工産		十	百	千	百	十	円	25.1.17	鹿児島市西田 1-6-12	永田孝治	
〃				1	0	0	0	25.1.23	〃	〃	
〃				1	0	0	0	25.2.22	〃	〃	
〃				1	0	0	0	25.3.25	〃	〃	
〃				1	0	0	0	25.4.24	〃	〃	
〃				1	0	0	0	25.5.22	〃	〃	
〃				1	0	0	0	25.6.24	〃	〃	
〃				1	0	0	0	25.7.24	〃	〃	
〃				1	0	0	0	25.8.21	〃	〃	
〃				1	0	0	0	25.9.25	〃	〃	
〃				1	0	0	0	25.10.23	〃	〃	
〃				1	0	0	0	25.11.22	〃	〃	
〃				1	0	0	0	25.12.25	〃	〃	
この頁の小計				1	2	8	0		← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること		
その他の寄附											
合 計											

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		法人その他の団体からの寄附		
団体の名称		金 額						年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考		
(株) ニットウ		十億		百万	1	0	0	0	円	25.1.23	鹿児島市宇宿二丁目番26号		江夏洋	
〃					1	0	0	0	0	25.2.22	〃		〃	
〃					1	0	0	0	0	25.3.25	〃		〃	
〃					1	0	0	0	0	25.4.24	〃		〃	
〃					1	0	0	0	0	25.5.22	〃		〃	
〃					1	0	0	0	0	25.6.24	〃		〃	
〃					1	0	0	0	0	25.7.24	〃		〃	
〃					1	0	0	0	0	25.8.22	〃		〃	
〃					1	0	0	0	0	25.9.25	〃		〃	
〃					1	0	0	0	0	25.10.23	〃		〃	
この頁の小計					1	0	0	0	0					
その他の寄附														
合 計														

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額					年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
文明農業機(株)	十億	百万	千	円		25.1.29	日置市伊集院竹麦生田681-8	板倉文明	
"						25.2.27	"	"	
"						25.3.27	"	"	
"						25.4.30	"	"	
"						25.5.29	"	"	
"						25.6.27	"	"	
"						25.7.29	"	"	
"						25.8.28	"	"	
"						25.9.27	"	"	
"						25.10.29	"	"	
"						25.11.27	"	"	
"						25.12.27	"	"	
この頁の小計									
その他の寄附									
合 計									

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)鹿児島給食センター	十億	百万	千	百	十	円	25.2.8	鹿児島市5次郎1丁目3-25	伊田尚志	
〃			1	0	0	0	25.5.2	〃	〃	
〃			1	0	0	0	25.8.6	〃	〃	
〃			1	0	0	0	25.8.29	〃	〃	
〃			1	0	0	0	25.10.2	〃	〃	
〃			1	0	0	0	25.11.5	〃	〃	
〃			1	0	0	0	25.12.3	〃	〃	
- 幸桜温泉センター			1	0	0	0	25.1.7	鹿児島市紫原6丁目1番18号	堂園哲也	
〃			1	0	0	0	25.1.30	〃	〃	
〃			1	0	0	0	25.3.1	〃	〃	
〃			1	0	0	0	25.4.24	〃	〃	
〃			1	0	0	0	25.4.24	〃	〃	
〃			1	0	0	0	25.5.31	〃	〃	
この頁の小計			1	3	0	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株) 日新		十	百	千	百	十	円	25.1.29	南さつ市加世田武田14892	上東信義	
"				2	0	0	0	25.2.27	"	"	
"				2	0	0	0	25.3.27	"	"	
"				2	0	0	0	25.4.30	"	"	
"				2	0	0	0	25.5.29	"	"	
"				2	0	0	0	25.6.27	"	"	
"				2	0	0	0	25.7.29	"	"	
"				2	0	0	0	25.8.28	"	"	
"				2	0	0	0	25.9.27	"	"	
"				2	0	0	0	25.10.29	"	"	
"				2	0	0	0	25.11.27	"	"	
"				2	0	0	0	25.12.27	"	"	
この頁の小計				2	4	0	0				
その他の寄附											
合 計											

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
大 協 (株)		十 値	百 万	千 円	25.1.10	鹿児島市香山竹461	横山勝一	
"				2 0 0 0 0	25.1.22	"	"	
"				2 0 0 0 0	25.2.22	"	"	
"				2 0 0 0 0	25.3.26	"	"	
"				2 0 0 0 0	25.4.19	"	"	
"				2 0 0 0 0	25.5.20	"	"	
"				2 0 0 0 0	25.7.23	"	"	
"				2 0 0 0 0	25.8.21	"	"	
"				2 0 0 0 0	25.9.24	"	"	
"				2 0 0 0 0	25.10.22	"	"	
"				2 0 0 0 0	25.11.21	"	"	
"				6 0 0 0 0	25.12.11	"	"	
"				2 0 0 0 0	25.12.24	"	"	
この頁の小計				2 3 2 0 0 0				
その他の寄附								
合 計								

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳											寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附			
団体の名称		金 額						年月日	主たる事務所の所在地		代表者名	備考			
大正観光(株)		十	億	百	万	3	0	0	0	0	25.1.25	鹿児島市照国町9番9号		正吉浩	
"						3	0	0	0	0	25.2.28	"		"	
"						3	0	0	0	0	25.3.27	"		"	
"						3	0	0	0	0	25.4.24	"		"	
"						3	0	0	0	0	25.5.31	"		"	
"						3	0	0	0	0	25.6.27	"		"	
"						3	0	0	0	0	25.7.29	"		"	
"						3	0	0	0	0	25.8.27	"		"	
"						3	0	0	0	0	25.10.1	"		"	
"						3	0	0	0	0	25.10.30	"		"	
"						3	0	0	0	0	25.11.29	"		"	
"						3	0	0	0	0	25.12.30	"		"	
この頁の小計						3	6	0	0	0		← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること			
その他の寄附															
合 計															

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額					年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)池畑組	十	百万	千	円		25.1.31	鹿児島市南栄五丁目10-26	川内光昭	
"			4	0	0	25.2.28	"	"	
"			4	0	0	25.3.29	"	"	
"			4	0	0	25.4.30	"	"	
"			4	0	0	25.5.31	"	"	
"			4	0	0	25.6.28	"	"	
"			4	0	0	25.7.31	"	"	
"			4	0	0	25.8.30	"	"	
"			4	0	0	25.9.30	"	"	
"			4	0	0	25.10.31	"	"	
"			4	0	0	25.11.29	"	"	
"			4	0	0	25.12.27	"	"	
この頁の小計			4	8	0				
その他の寄附									
合 計									

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」欄と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
サツマ酸素工業(株)	十	百	千	百	十	円	25.1.23	鹿児島市東開町3-42	内村武志	
"			1	0	0	0	25.1.31	"	"	
"			1	0	0	0	25.2.28	"	"	
"			1	0	0	0	25.3.28	"	"	
"			1	0	0	0	25.5.1	"	"	
"			1	0	0	0	25.6.29	"	"	
"			1	0	0	0	25.6.28	"	"	
"			1	0	0	0	25.7.30	"	"	
"			1	0	0	0	25.8.28	"	"	
"			1	0	0	0	25.10.2	"	"	
"			1	0	0	0	25.10.30	"	"	
"			1	0	0	0	25.12.3	"	"	
"			1	0	0	0	25.12.30	"	"	
この頁の小計			1	3	0	0				
その他の寄附										
合 計								← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること		

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額								年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
南菱冷熱工業(有)		十億		百万	1	0	0	0	円	25.1.25	鹿児島市卸本町5番4号	大野光昭	
〃					1	0	0	0	0	25.2.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.3.26	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.4.24	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.5.28	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.6.28	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.7.25	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.8.26	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.10.3	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.10.25	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.11.29	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計					1	2	0	0	0		←様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること		
その他の寄附													
合 計													

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)山形屋ストア		十	億		百	万	1000000円	25.1.7	鹿児島市城西3丁目8-4	原田清量
"							1000000	25.2.6	"	"
"							1000000	25.3.4	"	"
"							1000000	25.4.2	"	"
"							1000000	25.5.2	"	"
"							1000000	25.6.4	"	"
"							1000000	25.7.2	"	"
"							1000000	25.8.2	"	"
"							1000000	25.9.3	"	"
"							1000000	25.10.2	"	"
"							1000000	25.11.5	"	"
"							1000000	25.12.3	"	"
この頁の小計							1200000			
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)南電工		十	百	万	千	円	25.1.21	鹿児島市下荒田二丁目4番6号	島田 実	
〃					1	0	25.1.28	〃	〃	
〃					1	0	25.2.27	〃	〃	
〃					1	0	25.3.26	〃	〃	
〃					1	0	25.4.24	〃	〃	
〃					1	0	25.5.28	〃	〃	
〃					1	0	25.6.26	〃	〃	
〃					1	0	25.7.29	〃	〃	
〃					1	0	25.8.27	〃	〃	
〃					1	0	25.9.26	〃	〃	
〃					1	0	25.10.29	〃	〃	
〃					1	0	25.11.25	〃	〃	
〃					1	0	25.12.26	〃	〃	
この頁の小計					1	6	2			
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附			
団体の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
阪東機工(株)	十萬		百萬	1	0	0	0	円	25.1.28	鹿児島市東開町3番地67	丸元正樹	
"				1	0	0	0	0	25.2.26	"	"	
"				1	0	0	0	0	25.3.27	"	"	
"				1	0	0	0	0	25.4.24	"	"	
"				1	0	0	0	0	25.5.24	"	"	
"				1	0	0	0	0	25.6.27	"	"	
"				1	0	0	0	0	25.7.26	"	"	
"				1	0	0	0	0	25.8.27	"	"	
"				1	0	0	0	0	25.9.27	"	"	
"				1	0	0	0	0	25.10.24	"	"	
"				1	0	0	0	0	25.11.27	"	"	
"				1	0	0	0	0	25.12.25	"	"	
この頁の小計				1	2	0	0	0		← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること		
その他の寄附												
合 計												

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
鹿児島市自転車会	十	百	千	円			25.1.7	鹿児島市西千石竹1-28	諏訪秀治	
〃							25.1.30	〃	〃	
〃							25.3.4	〃	〃	
〃							25.4.1	〃	〃	
〃							25.5.2	〃	〃	
〃							25.5.30	〃	〃	
〃							25.7.2	〃	〃	
〃							25.7.31	〃	〃	
〃							25.8.30	〃	〃	
〃							25.10.2	〃	〃	
〃							25.10.30	〃	〃	
〃							25.12.2	〃	〃	
この頁の小計										
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
久永情報マネジメント㈱		十	百	千	百	十	円	25.1.7	鹿児島市松原町7-6	久永修平	
"				1	0	0	0	25.1.30	"	"	
"				1	0	0	0	25.3.4	"	"	
"				1	0	0	0	25.4.1	"	"	
"				1	0	0	0	25.5.2	"	"	
"				1	0	0	0	25.5.30	"	"	
"				1	0	0	0	25.7.2	"	"	
"				1	0	0	0	25.7.31	"	"	
"				1	0	0	0	25.8.30	"	"	
"				1	0	0	0	25.10.2	"	"	
"				1	0	0	0	25.10.30	"	"	
"				1	0	0	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計				1	2	0	0				
その他の寄附											
合 計											

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附			
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
五幸建設株式会社	十億	百万	1	0	0	0	円	25.1.7	鹿児島市南栄五丁目10-37	福永良平	
"			1	0	0	0	0	25.1.30	"	"	
"			1	0	0	0	0	25.3.4	"	"	
"			1	0	0	0	0	25.4.1	"	"	
"			1	0	0	0	0	25.5.2	"	"	
"			1	0	0	0	0	25.5.30	"	"	
"			1	0	0	0	0	25.7.2	"	"	
"			1	0	0	0	0	25.7.31	"	"	
"			1	0	0	0	0	25.8.30	"	"	
"			1	0	0	0	0	25.10.2	"	"	
"			1	0	0	0	0	25.10.30	"	"	
"			1	0	0	0	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計			1	2	0	0	0				
その他の寄附											
合 計											

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
薩摩酒造(株)		十	億			1 0 0 0 0 0 円	25.1.7	枕崎市立神幸町26	本坊浩幸		
〃						1 0 0 0 0 0	25.1.30	〃	〃		
〃						1 0 0 0 0 0	25.3.4	〃	〃		
〃						1 0 0 0 0 0	25.4.1	〃	〃		
〃						1 0 0 0 0 0	25.5.2	〃	〃		
〃						1 0 0 0 0 0	25.5.30	〃	〃		
〃						1 0 0 0 0 0	25.7.2	〃	〃		
〃						1 0 0 0 0 0	25.7.31	〃	〃		
〃						1 0 0 0 0 0	25.8.30	〃	〃		
〃						1 0 0 0 0 0	25.10.2	〃	〃		
〃						1 0 0 0 0 0	25.10.30	〃	〃		
〃						1 0 0 0 0 0	25.12.2	〃	〃		
この頁の小計						1 2 0 0 0 0					
その他の寄附											
合 計											

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
中央建設(有)		十億		百万	1	0000	25.1.7	鹿児島市錦江町9-25	杉井銀一郎	
"					1	0000	25.1.30	"	"	
"					1	0000	25.3.4	"	"	
"					1	0000	25.4.1	"	"	
"					1	0000	25.5.2	"	"	
"					1	0000	25.5.30	"	"	
"					1	0000	25.7.2	"	"	
"					1	0000	25.7.31	"	"	
"					1	0000	25.8.30	"	"	
"					1	0000	25.10.2	"	"	
"					1	0000	25.10.30	"	"	
"					1	0000	25.12.2	"	"	
この頁の小計					1	2000				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
トヨタカローラ鹿児島	十	百	千	百	十	円	25.1.7	鹿児島市東郡元町15-18	近藤 健	
"				2	0	0	25.1.30	"	"	
"				2	0	0	25.3.4	"	"	
"				2	0	0	25.4.1	"	"	
"				2	0	0	25.5.2	"	"	
"				2	0	0	25.5.30	"	"	
"				2	0	0	25.7.2	"	"	
"				2	0	0	25.7.31	"	"	
"				2	0	0	25.8.30	"	"	
"				2	0	0	25.10.2	"	"	
"				2	0	0	25.10.30	"	"	
"				2	0	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計				2	4	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(特) 野添土木		十	百	千	百	円	25.1.7	鹿児島市持木竹40	野添 博博	
"				1	0	0	25.1.30	"	"	
"				1	0	0	25.3.4	"	"	
"				1	0	0	25.4.1	"	"	
"				1	0	0	25.5.2	"	"	
"				1	0	0	25.6.30	"	"	
"				1	0	0	25.7.2	"	"	
"				1	0	0	25.7.31	"	"	
"				1	0	0	25.8.30	"	"	
"				1	0	0	25.10.2	"	"	
"				1	0	0	25.10.30	"	"	
"				1	0	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計				1	2	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳									寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額								年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(特) 村岡建設	十億	百万	千	百	十	百	十	円	25.1.7	鹿児島市伊敷5丁目20-16	村岡澄隆	
〃									25.1.30	〃	〃	
〃									25.3.4	〃	〃	
〃									25.4.1	〃	〃	
〃									25.5.2	〃	〃	
〃									25.5.30	〃	〃	
〃									25.7.2	〃	〃	
〃									25.7.31	〃	〃	
〃									25.8.30	〃	〃	
〃									25.10.2	〃	〃	
〃									25.10.30	〃	〃	
〃									25.12.2	〃	〃	
この頁の小計								1 0 0 0 0 0				
その他の寄附												
合 計									← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること			

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附			
団体の名称	金 額								年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考		
本坊酒造 (株)		十億		百万		1	0	0	0	円	25.1.7	鹿児島市南栄三丁目27番地	本坊和人	
"						1	0	0	0	0	25.1.30	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.3.4	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.4.1	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.5.2	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.5.30	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.7.2	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.7.31	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.8.30	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.10.2	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.10.30	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計						1	2	0	0	0				
その他の寄附														
合 計														

← 様式 (その2) 「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(特) 本坊商店		十	百	万	千	円	25.1.7	鹿児島市錦江町8-56	丸山 洋一	
"					1	0	25.1.30	"	"	
"					1	0	25.3.4	"	"	
"					1	0	25.4.1	"	"	
"					1	0	25.5.2	"	"	
"					1	0	25.5.30	"	"	
"					1	0	25.7.2	"	"	
"					1	0	25.7.31	"	"	
"					1	0	25.8.30	"	"	
"					1	0	25.10.2	"	"	
"					1	0	25.10.30	"	"	
"					1	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計					1	2				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(特) 高永商事		十	百	千	百	円	25.1.7	鹿児島市荒田2丁目58-3	手崎朋彦	
〃				2	8	0	25.1.10	〃	〃	
〃				3	0	0	25.1.30	〃	〃	
〃				3	0	0	25.3.4	〃	〃	
〃				3	0	0	25.4.1	〃	〃	
〃				3	0	0	25.5.2	〃	〃	
〃				3	0	0	25.5.30	〃	〃	
〃				3	0	0	25.7.2	〃	〃	
〃				3	0	0	25.7.31	〃	〃	
〃				3	0	0	25.8.30	〃	〃	
〃				3	0	0	25.10.2	〃	〃	
〃				3	0	0	25.10.30	〃	〃	
〃				3	0	0	25.12.2	〃	〃	
〃				2	8	0	25.12.25	〃	〃	
この頁の小計				4	1	6				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体からの寄附	
団体の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(有)宮興商事	十	百	千	円	25.1.7	鹿児島市荒田2丁目58-3	手崎朋彦	
"			2 0 0 0 0	25.1.30	"	"	"	
"			2 0 0 0 0	25.3.4	"	"	"	
"			2 0 0 0 0	25.4.1	"	"	"	
"			2 0 0 0 0	25.5.2	"	"	"	
"			2 0 0 0 0	25.5.30	"	"	"	
"			2 0 0 0 0	25.7.2	"	"	"	
"			2 0 0 0 0	25.7.31	"	"	"	
"			2 0 0 0 0	25.8.30	"	"	"	
"			2 0 0 0 0	25.10.2	"	"	"	
"			2 0 0 0 0	25.10.30	"	"	"	
"			2 0 0 0 0	25.12.2	"	"	"	
この頁の小計			2 4 0 0 0 0					
その他の寄附								
合 計								

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考		
協業組合エニカラー	十	百万	1	0	0	0	0	25.1.7	鹿児島市小山田町7276-3	岩重昌勝			
〃			1	0	0	0	0	25.1.30	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	25.3.4	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	25.4.1	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	25.5.2	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	25.5.30	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	25.7.2	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	25.7.31	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	25.8.30	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	25.10.2	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	25.10.30	〃	〃			
〃			1	0	0	0	0	25.12.2	〃	〃			
この頁の小計			1	2	0	0	0		← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること				
その他の寄附													
合 計													

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(特) 江口土木		十	百	千	百	円	25.1.7	鹿児島市東坂元四丁目1番7号	江口まよ	
"				1	0	0	25.1.30	"	"	
"				1	0	0	25.3.4	"	"	
"				1	0	0	25.4.1	"	"	
"				1	0	0	25.5.2	"	"	
"				1	0	0	25.5.30	"	"	
"				1	0	0	25.7.2	"	"	
"				1	0	0	25.7.31	"	"	
"				1	0	0	25.8.30	"	"	
"				1	0	0	25.10.2	"	"	
"				1	0	0	25.10.30	"	"	
"				1	0	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計				1	2	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」欄と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)文化社		十	百	千	円		25.1.7	鹿児島市新栄町 22-26	土屋武美	
"				16	0	0	25.1.9	"	"	
"				20	0	0	25.1.30	"	"	
"				20	0	0	25.3.4	"	"	
"				20	0	0	25.4.1	"	"	
"				20	0	0	25.5.2	"	"	
"				20	0	0	25.5.30	"	"	
"				20	0	0	25.7.2	"	"	
"				20	0	0	25.7.31	"	"	
"				20	0	0	25.8.30	"	"	
"				20	0	0	25.10.2	"	"	
"				20	0	0	25.10.30	"	"	
"				20	0	0	25.12.2	"	"	
"				16	0	0	25.12.12	"	"	
この頁の小計				272	0	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(特) 寿福産業		十億		百万	千	円	25.1.7	鹿児島市荒田一丁目6番13号	寿福一隆	
〃					1	0	25.1.30	〃	〃	
〃					1	0	25.3.4	〃	〃	
〃					1	0	25.4.1	〃	〃	
〃					1	0	25.5.2	〃	〃	
〃					1	0	25.5.30	〃	〃	
〃					1	0	25.7.2	〃	〃	
〃					1	0	25.7.31	〃	〃	
〃					1	0	25.8.30	〃	〃	
〃					1	0	25.10.2	〃	〃	
〃					1	0	25.10.30	〃	〃	
〃					1	0	25.12.2	〃	〃	
この頁の小計					1	2				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附			
団体の名称	金 額								年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考		
(株) なべしよ		十億		百万		1	0	0	0	円	25.1.7	鹿児島市中山2丁目23番1号	山口 悟	
"						1	0	0	0	0	25.1.30	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.3.4	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.4.1	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.5.2	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.5.30	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.7.2	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.7.31	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.8.30	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.10.2	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.10.30	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計						1	2	0	0	0				
その他の寄附														
合 計														

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
合資会社 明石屋菓子店	十	百	千	0	0	0	円	25.1.7	鹿児島市金生竹4番16号	岩田泰一	
"				1	0	0	0	25.1.30	"	"	
"				1	0	0	0	25.3.4	"	"	
"				1	0	0	0	25.4.1	"	"	
"				1	0	0	0	25.5.2	"	"	
"				1	0	0	0	25.5.30	"	"	
"				1	0	0	0	25.7.2	"	"	
"				1	0	0	0	25.7.31	"	"	
"				1	0	0	0	25.8.30	"	"	
"				1	0	0	0	25.10.2	"	"	
"				1	0	0	0	25.10.30	"	"	
"				1	0	0	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計				1	2	0	0		←様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること		
その他の寄附											
合 計											

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額					年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)食品専科食彩	十	百	千	百	円	25.1.7	鹿児島市西別府町2995-4	小野卓也	
"			1	0	0	25.1.30	"	"	
"			1	0	0	25.3.4	"	"	
"			1	0	0	25.4.1	"	"	
"			1	0	0	25.5.2	"	"	
"			1	0	0	25.5.30	"	"	
"			1	0	0	25.7.2	"	"	
"			1	0	0	25.7.31	"	"	
"			1	0	0	25.8.30	"	"	
"			1	0	0	25.10.2	"	"	
"			1	0	0	25.10.30	"	"	
この頁の小計			1	1	0				
その他の寄附									
合 計									

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
九州特殊土木工業(株)	十	百	千	百	十	円	25.1.7	鹿児島市川上町287番地	岩下清昭	
"				1	0	0000	25.1.30	"	"	
"				1	0	0000	25.3.4	"	"	
"				1	0	0000	25.4.1	"	"	
"				1	0	0000	25.5.2	"	"	
"				1	0	0000	25.5.30	"	"	
"				1	0	0000	25.7.2	"	"	
"				1	0	0000	25.7.31	"	"	
"				1	0	0000	25.8.30	"	"	
"				1	0	0000	25.10.2	"	"	
"				1	0	0000	25.10.30	"	"	
"				1	0	0000	25.12.2	"	"	
この頁の小計				1	2	0000				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
濱島印刷(株)		十	百	千	百	円	25.1.7	鹿児島市上元町17番2号	前田幸一	
"				6	0	0	25.1.19	"	"	
"				1	0	0	25.1.30	"	"	
"				1	0	0	25.3.4	"	"	
"				1	0	0	25.4.1	"	"	
"				1	0	0	25.5.2	"	"	
"				1	0	0	25.5.30	"	"	
"				1	0	0	25.7.2	"	"	
"				1	0	0	25.7.31	"	"	
"				1	0	0	25.8.30	"	"	
"				1	0	0	25.10.2	"	"	
"				1	0	0	25.10.30	"	"	
"				1	0	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計				1	8	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」欄と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)朝日印刷		十	百	万	千	円	25.1.7	鹿児島市上荒田町55番1号	前田 誠輔	
"					62	000	25.1.9	"	"	
"					10	000	25.1.30	"	"	
"					10	000	25.3.4	"	"	
"					10	000	25.4.1	"	"	
"					10	000	25.5.2	"	"	
"					10	000	25.5.30	"	"	
"					10	000	25.7.2	"	"	
"					10	000	25.7.31	"	"	
"					10	000	25.8.30	"	"	
"					10	000	25.10.2	"	"	
"					10	000	25.10.30	"	"	
"					10	000	25.12.2	"	"	
"					62	000	25.12.16	"	"	
この頁の小計					244	000				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
鹿児島工本設計(特)		十	百	千	百	円	25.1.7	鹿児島市東園竹12番10	藤原 誠	
〃				1	0	0	25.1.30	〃	〃	
〃				1	0	0	25.3.4	〃	〃	
〃				1	0	0	25.4.1	〃	〃	
〃				1	0	0	25.5.2	〃	〃	
〃				1	0	0	25.5.30	〃	〃	
〃				1	0	0	25.7.2	〃	〃	
〃				1	0	0	25.7.31	〃	〃	
〃				1	0	0	25.8.30	〃	〃	
〃				1	0	0	25.10.2	〃	〃	
〃				1	0	0	25.10.30	〃	〃	
〃				1	0	0	25.12.2	〃	〃	
この頁の小計				1	2	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株)スネエコンサルタント	十	百	千	百	円	25.1.7	鹿児島市伊敷台一丁目22番2号	福留三郎		
〃				1	0	0	25.1.30	〃	〃	
〃				1	0	0	25.3.4	〃	〃	
〃				1	0	0	25.4.1	〃	〃	
〃				1	0	0	25.5.2	〃	〃	
〃				1	0	0	25.5.30	〃	〃	
〃				1	0	0	25.7.2	〃	〃	
〃				1	0	0	25.7.31	〃	〃	
〃				1	0	0	25.8.30	〃	〃	
〃				1	0	0	25.10.2	〃	〃	
〃				1	0	0	25.10.30	〃	〃	
〃				1	0	0	25.12.2	〃	〃	
この頁の小計				1	2	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(有) 八 商		十	百	千	百	円	25.1.7	埼玉県加治木町反田1882-1	岩下 好人	
"				1	0	0	25.1.30	"	"	
"				1	0	0	25.3.4	"	"	
"				1	0	0	25.4.1	"	"	
"				1	0	0	25.5.2	"	"	
"				1	0	0	25.5.30	"	"	
"				1	0	0	25.7.2	"	"	
"				1	0	0	25.7.31	"	"	
"				1	0	0	25.8.30	"	"	
"				1	0	0	25.10.2	"	"	
"				1	0	0	25.10.30	"	"	
"				1	0	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計				1	2	0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
中川運輸(株)	十	百万	千	百	円	25.1.7	鹿児島市住吉町13番3号	吉富 秀介		
〃			1	0	0	25.1.30	〃	〃		
〃			1	0	0	25.3.4	〃	〃		
〃			1	0	0	25.4.1	〃	〃		
〃			1	0	0	25.5.2	〃	〃		
〃			1	0	0	25.5.30	〃	〃		
〃			1	0	0	25.7.2	〃	〃		
〃			1	0	0	25.7.31	〃	〃		
〃			1	0	0	25.8.30	〃	〃		
〃			1	0	0	25.10.2	〃	〃		
〃			1	0	0	25.10.30	〃	〃		
〃			1	0	0	25.12.2	〃	〃		
この頁の小計			1	2	0					
その他の寄附										
合 計							← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること			

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体からの寄附	
団体の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
親業電設(株)	十	百	千	円	25.1.7	鹿児島市大角町6番8号	香山建	
"			1 0	0 0 0	25.1.30	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.3.4	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.4.1	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.5.2	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.5.30	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.7.2	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.7.31	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.8.30	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.10.2	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.10.30	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.12.2	"	"	
この頁の小計			1 2	0 0 0				
その他の寄附								
合 計								

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(特) 野添組	十	百	千	円	25.1.7	鹿児島市東桜島町24番地1	野添正文	
"			1 0	0 0 0	25.1.30	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.3.4	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.4.1	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.5.2	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.5.30	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.7.2	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.7.31	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.8.30	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.10.2	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.10.20	"	"	
"			1 0	0 0 0	25.12.2	"	"	
この頁の小計			1 2 0	0 0 0				
その他の寄附								
合 計								

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考			
税理士法人 押井会計事務所	十億	百万	千	百	十	百	円	25.1.7	鹿児島市鵜池2-8-9	押井啓一				
〃								25.1.30	〃					
〃								25.3.4	〃					
〃								25.4.1	〃					
〃								25.5.2	〃					
〃								25.5.30	〃					
〃								25.7.2	〃					
〃								25.7.31	〃					
〃								25.8.30	〃					
〃								25.10.2	〃					
〃								25.10.30	〃					
〃								25.12.2	〃					
この頁の小計								1 2 0 0 0 0	←様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること					
その他の寄附														
合 計														

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」欄と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(株) Misumi		十億		百万	千	円	25.1.7	鹿児島市卸売町7番地20	岡 恒憲	
"					1	0	25.1.30	"	"	
"					1	0	25.3.4	"	"	
"					1	0	25.4.1	"	"	
"					1	0	25.5.2	"	"	
"					1	0	25.5.30	"	"	
"					1	0	25.7.2	"	"	
"					1	0	25.7.31	"	"	
"					1	0	25.8.30	"	"	
"					1	0	25.10.2	"	"	
"					1	0	25.10.30	"	"	
"					1	0	25.12.2	"	"	
この頁の小計					1	2	0			
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」欄と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考			
兵庫開発工業(株)		十億		百万	1	0	0	0	円	25.1.28	奄美市名瀬有屋町27-16	永田豊人	
〃					1	0	0	0	0	25.2.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.3.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.4.30	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.5.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.6.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.7.29	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.8.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.9.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.10.28	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.11.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計					1	2	0	0	0				
その他の寄附													
合 計										← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること			

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附				
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考		
久保建設工業(株)		十億		百万	1	0	0	0	25.1.28	大島郡伊仙町伊仙430	久保武二	
〃					1	0	0	0	25.2.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	25.3.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	25.4.30	〃	〃	
〃					1	0	0	0	25.5.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	25.6.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	25.7.29	〃	〃	
〃					1	0	0	0	25.8.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	25.9.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	25.10.28	〃	〃	
〃					1	0	0	0	25.11.27	〃	〃	
〃					1	0	0	0	25.12.27	〃	〃	
この頁の小計					1	2	0	0	0			
その他の寄附												
合 計												

←様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
(特)みのる建設		十位		百万		1 0 0 0 0 0 円	25.2.27	大島郡伊仙町永本名190-5	寿山重次郎	
"						1 0 0 0 0 0	25.3.27	"	"	
"						1 0 0 0 0 0	25.4.30	"	"	
"						1 0 0 0 0 0	25.5.27	"	"	
"						1 0 0 0 0 0	25.6.27	"	"	
"						1 0 0 0 0 0	25.8.27	"	"	
"						1 0 0 0 0 0	25.9.27	"	"	
"						1 0 0 0 0 0	25.10.28	"	"	
"						1 0 0 0 0 0	25.11.27	"	"	
"						1 0 0 0 0 0	25.12.27	"	"	
この頁の小計						1 0 0 0 0 0 0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳								寄附者の区分	法人その他の団体からの寄附		
団体の名称	金 額							年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
神野商事(株)		十億		百万	1	2	千 0 0 0 円	25.1.9	鹿児島市城南町25-5	神野洋介	
〃					1	5	0 0 0 0	25.1.15	〃	〃	
〃					1	2	0 0 0 0	25.4.30	〃	〃	
南日本ハウス(株)					3	0	0 0 0 0	25.1.10	鹿児島市上荒田町38-8	元山 豊一	
〃					3	0	0 0 0 0	25.10.11	〃	〃	
医療法人 博悠会					5	8	0 0 0 0	25.1.30	鹿児島市樋之口町3-7	中村哲三郎	
〃					5	8	0 0 0 0	25.12.27	〃	〃	
鮎川建設(株)					4	2	0 0 0 0	25.2.21	鹿児島市荒田二丁目73番9号	鮎川利嗣	
セイカ食品(株)				2	0	0	0 0 0 0	25.3.19	鹿児島市西別府町3200番7	玉川浩一郎	
〃				2	0	0	0 0 0 0	25.5.8	〃	〃	
(有)ワイエム殖産					5	0	0 0 0 0	25.3.29	鹿児島市西田1丁目3-19	徳澤興一郎	
〃					4	0	0 0 0 0	25.10.9	〃	〃	
丸福建設(株)					6	0	0 0 0 0	25.5.8	鹿児島市易居町4-3	谷口明彦	
鹿児島ヤクルト販売(株)					6	0	0 0 0 0	25.5.9	鹿児島市樋之口町1番4号	田尻和郎	
〃					6	0	0 0 0 0	25.10.16	〃	〃	
この頁の小計				5	4	5	4 0 0 0				
その他の寄附											
合 計											

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては一切寄附はできない。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分		法人その他の団体からの寄附				
団体の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考			
(株)新留工本		十億		百万	2	0	0	0	円	25.5.14	鹿児島市中央町6番地3	新留 司	
〃					2	0	0	0	0	25.7.31	〃	〃	
〃					2	0	0	0	0	25.10.31	〃	〃	
(株)日章鹿児島支店					1	2	0	0	0	25.10.29	日置市伊集院内舗底倉323番地3	後藤 洋一	
(有)大友生コン					4	0	0	0	0	25.4.24	大島郡宇検村湯湾1086-1	大友 清輝	
〃					4	0	0	0	0	25.5.14	〃	〃	
〃					4	0	0	0	0	25.6.19	〃	〃	
〃					1	6	0	0	0	25.10.17	〃	〃	
〃					8	0	0	0	0	25.12.17	〃	〃	
この頁の小計					5	4	0	0	0				
その他の寄附					4	6	8	0	0				
合 計					1	9	1	4	8	0	0	0	

←

様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

← 様式(その2)「(イ)法人その他の団体からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 政治団体が行う寄附については、量的制限はない。

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	政治団体からの寄附		
団体の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
鹿児島県司法書士政治連盟	十	百	千	円	25.1.7	鹿児島市鴨池新町1-3 潮見ビル	新山 隆志	
〃					25.1.30	〃	〃	
〃					25.3.4	〃	〃	
〃					25.4.1	〃	〃	
〃					25.5.2	〃	〃	
〃					25.5.30	〃	〃	
〃					25.7.2	〃	〃	
〃					25.7.31	〃	〃	
〃					25.8.30	〃	〃	
〃					25.10.2	〃	〃	
〃					25.10.30	〃	〃	
〃					25.12.2	〃	〃	
この頁の小計								
その他の寄附								
合 計								

← 様式(その2)「(ウ)政治団体からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項 目		金 額						備 考	
1 経 常 経 費		十億	百万	千	円				
(1) 人 件 費			13081552						
(2) 光 熱 水 費					0				
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			2813107						
(4) 事 務 所 費			5395395						
小 計			21290054					① ((1)~(4)の合計)	
2 政 治 活 動 費		十億	百万	千	円				
(1) 組 織 活 動 費			8316604						
(2) 選 挙 関 係 費					0				
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			2813707					ア~エの合計を記載すること	
ア 機関紙誌の発行事業費					0				
イ 宣 伝 事 業 費			2537827						
ウ 政治資金パーティー開催事業費					0				
エ その他の事業費			275880						
(4) 調 査 研 究 費					0				
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			4453700						
(6) そ の 他 の 経 費			60000						
小 計			15644011					② ((1)~(6)の合計)	
合 計			36934065					①+②	

内訳は様式

(その14)へ

※資金管理団体および国会議員

関係政治団体のみ

内訳は様式

(その15)へ

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳					項目別区分 備品・消耗品費 (備品費)				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
デジタルカメラ代			2	0	25.1.25	(株)ビックカメラ鹿児島中央駅店	鹿児島市中央町1-1-1F		
ポータブルカメラ代			1	9	25.2.7	(株)ビックカメラ	東京都豊島区高円3丁目23番23号		
ポスター印刷代			2	8	25.4.22	(有)西元産業	鹿児島市甲突町26番12号		
"			2	8	25.6.20	"	"		
ETC代			1	2	25.6.21	オートバックス鹿児島城南店	鹿児島市城南町4番10号		
ビデオカメラ代			2	8	25.9.15	(株)ビックカメラ鹿児島中央駅店	鹿児島市中央町1-1-1F		
ネットワーキング機器代			1	5	25.9.28	アプテイト(株)	福岡市博多区東比恵3-3-1		
広報板製作費			2	1	25.10.18	(有)イトーワ芸社	鹿児島市城南町4番20号		
インクジェット代			1	0	25.12.11	南九州ヤマダ電機(株)	鹿児島市新栄町13-8		
CDコンボ代			3	4	25.11.16	(株)ビックカメラ鹿児島中央駅店	鹿児島市中央町1-1-1F		
この頁の小計			4	1					
その他の支出			3	2					
合 計									

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳										項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
3月分コピー代					2	6	0	3	7	25.4.18	リジョー・ジャパン(株)	鹿児島市松原町7-6	
4月分コピー代					1	0	3	1	1	25.5.17	"	"	
7月分コピー代					1	7	7	2	0	25.8.7	"	"	
印刷費(インキ代)					3	7	5	2	1	25.11.15	"	"	
11月分コピー代					5	9	7	1	8	25.12.10	"	"	
新聞代(7~12月)					1	5	0	0	0	25.6.14	(株)奄美新聞社	奄美市名瀬港町16-11	
新聞代(1~6月)					1	5	0	0	0	25.12.24	"	"	
12月分ガソリン代					3	3	8	5	5	25.1.10	(株)鹿児島丸善商事	鹿児島市平本町7-1	
2月分ガソリン代					1	4	1	5	4	25.3.15	"	"	
3月分ガソリン代					2	2	0	9	0	25.4.18	"	"	
4月分ガソリン代					1	6	8	8	2	25.5.17	"	"	
7月分ガソリン代					1	8	7	6	3	25.8.9	"	"	
8月分ガソリン代					1	3	0	8	3	25.9.11	"	"	
9月分ガソリン代					1	0	9	4	5	25.10.18	"	"	
10月分ガソリン代					1	2	1	7	6	25.11.15	"	"	
この頁の小計					3	2	3	2	5	5			
その他の支出													
合 計													

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあつては、主たる事務所の所在地）	備 考
11月ガソリン代					2	2	1	4	8	25.12.10	(株) 鹿児島丸善商事	鹿児島市平佐町7-1	
ガソリン代					1	2	1	4	3	25.1.13	(株) MIsuMi	鹿児島市卸手町7-20	
"					1	1	9	2	7	25.9.27	"	"	
この頁の小計					4	6	2	1	8				
その他の支出					1	9	9	7	6	2	8		
合 計					2	8	1	3	1	0	7		

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 事務所費				
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあっては、主たる事務所の所在地）	備 考	
コピー機 リース料						1	6	6	9	5	25.1.4	リコーリース(株)	福岡市博多区博多駅前2-10-35	リコービル
"						1	6	6	9	5	25.2.4	"	"	
"						1	6	6	9	5	25.3.4	"	"	
"						1	6	6	9	5	25.4.4	"	"	
"						1	6	6	9	5	25.5.7	"	"	
"						1	6	6	9	5	25.6.4	"	"	
"						1	6	6	9	5	25.7.4	"	"	
"						1	6	6	9	5	25.8.5	"	"	
"						1	6	6	9	5	25.9.4	"	"	
"						1	6	6	9	5	25.10.4	"	"	
"						1	6	6	9	5	25.11.5	"	"	
"						1	6	6	9	5	25.12.4	"	"	
電話機 リース料						1	5	4	3	5	25.1.10	オリックス(株)	東京都渋谷区松竹2-4-1	
"						1	5	4	3	5	25.2.12	"	"	
"						1	5	4	3	5	25.3.11	"	"	
この頁の小計						2	4	6	6	4	5			
その他の支出														
合 計														

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳										項目別区分 事務所費				
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
電話機リース料						1	5	4	3	5	25.4.10	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1	
"						1	5	4	3	5	25.5.10	"	"	
"						1	5	4	3	5	25.6.10	"	"	
"						1	5	4	3	5	25.7.10	"	"	
"						1	5	4	3	5	25.8.12	"	"	
"						1	5	4	3	5	25.9.10	"	"	
"						1	5	4	3	5	25.10.10	"	"	
"						1	5	4	3	5	25.11.11	"	"	
"						1	5	4	3	5	25.12.10	"	"	
印刷機保守料						8	4	0	0	0	25.2.13	リコー・ジャパン(株)	鹿児島市松原町7-6	
印刷機(2~10月)リース料						3	5	2	8	0	25.2.13	リコー・リース(株)	熊本市下南部3-10-32	
2月分電話料						1	2	4	2	8	25.2.26	NTTファイテン(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
3月分電話料						1	2	2	3	5	25.3.26	"	"	
4月分電話料						1	4	3	3	3	25.4.24	"	"	
5月分電話料						1	5	2	1	9	25.5.28	"	"	
この頁の小計						3	1	2	4	1	0			
その他の支出														
合 計														

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体に あっては、主たる事務所の所在地）	備 考
6月分電話料					1	4	0	9	0	25.6.24	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
7月分電話料					1	2	9	7	5	25.7.23	"	"	
8月分電話料					1	9	0	1	2	25.8.26	"	"	
9月分電話料					1	2	6	8	6	25.9.27	"	"	
10月分電話料					1	5	4	9	8	25.10.25	"	"	
11月分電話料					1	9	7	8	2	25.11.22	"	"	
12月分電話料					1	7	0	2	0	25.12.24	"	"	
12月分携帯電話料					5	5	6	0	6	25.1.4	"	"	
1月分携帯電話料					9	9	7	8	5	25.1.31	"	"	
2月分携帯電話料					3	6	4	1	9	25.2.28	"	"	
3月分携帯電話料					3	8	0	1	8	25.4.1	"	"	
4月分携帯電話料					3	6	8	3	9	25.4.30	"	"	
5月分携帯電話料					3	9	2	0	8	25.5.31	"	"	
6月分携帯電話料					5	4	2	3	7	25.7.1	"	"	
7月分携帯電話料					5	5	5	1	2	25.7.31	"	"	
この頁の小計					5	2	6	6	8	7			
その他の支出													
合 計													

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体に あっては、主たる事務所の所在地）	備 考
8月分携帯電話料					6	6	0	7	7	25.9.2	NTTフレッズ（株）	東京都港区芝浦1-2-1	
9月分携帯電話料					3	8	0	8	9	25.9.30	〃	〃	
10月分携帯電話料					3	8	1	0	4	25.10.31	〃	〃	
11月分携帯電話料					3	5	2	1	6	25.12.2	〃	〃	
1月分携帯電話料					2	0	9	1	4	25.1.18	auショッププラス5次郎		
切手購入費					1	6	0	0	0	25.2.9	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
〃					1	6	0	0	0	25.4.4	〃	〃	
切手購入費					1	2	2	5	0	25.6.6	〃	〃	
切手購入費					2	4	0	0	0	25.10.10	〃	〃	
ハガキ購入費					1	5	0	0	0	25.11.11	〃	〃	
自動車税					3	4	5	0	0	25.5.10	東京都税務総合センター	東京都豊島区西池袋1-17-1	
〃					3	4	5	0	0	25.5.17	荒川区地域振興局	荒川区市谷山港2丁目5-1	
車検修理代					3	2	0	0	0	25.10.10	（株）ファレン九州	荒川区市宇宿3-40-8	
自動車保険料					1	0	6	0	0	25.1.28	東京海上日動火災保険（株）	東京都千代田区丸の内1丁目2番15号	
〃					1	0	6	0	0	25.2.26	〃	〃	
この頁の小計					4	0	3	8	5	0			
その他の支出													
合 計													

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分 事務所費				
支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名（団体に あつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体に あつては、主たる事務所の所在地）	備 考	
自動車保険料				10	600	25.3.26	東京海上日動火災保険(有)	東京都千代田区文の内の目2番1号		
"				10	600	25.4.26	"	"		
"				10	600	25.5.27	"	"		
"				10	600	25.6.26	"	"		
"				10	600	25.7.26	"	"		
"				10	600	25.8.26	"	"		
"				10	600	25.9.26	"	"		
"				10	600	25.10.28	"	"		
ミキエー代				31	500	25.1.28	(有) ニューデイル社	鎌倉市山崎1390 ベーテンスカビル		
運 代				12	810	25.3.6	城山薬品(有)	鹿児島市上荒田町4-6		
ミキエー代				31	500	25.6.14	(有) ニューデイル社	鎌倉市山崎1390 ベーテンスカビル		
宿泊費				12	000	25.7.10	二子園地区民会沖能支所	沖縄県那覇市泊1-8-2		
"				92	970	25.8.7	B&Bパ7ホテル鹿児島	鹿児島市中央町15-24		
ミキエー代				31	500	25.9.27	(有) ニューデイル社	鎌倉市山崎1390 ベーテンスカビル		
宿泊費				12	400	25.10.22	ベイテンスホテルうぐいす	大島郡和泊町和泊		
この頁の小計				309	480					
その他の支出										
合 計										

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳										項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
倉庫レンタル料					3	0	4	5	0	25.1.10	コマソレンタル (株)	鹿児島市東開町 4-31	
倉庫レンタル 消毒薬料					4	8	6	4	8	25.2.13	"	"	
ゴミ袋代					1	3	0	2	0	25.5.7	(株) 勝利商會	鹿児島市小川町 27番 2号	
10月 電使運賃料					1	0	1	7	0	25.11.29	ヤマト運輸 (株)	東京都中央区銀座 2-16-10	
ゴミ焼却代					1	5	0	0	0	25.12.26	(株) マフヤクリサイクル	鹿児島市小野町 3611-2	
監査手数料					5	0	0	0	0	25.5.17	徳留 利幸	鹿児島市上元町 32-4	
通知書手数料					1	0	6	0	5	25.6.10	(株) 鹿児島銀行	鹿児島市金生町 6-6	
航空運賃代					1	2	1	7	0	25.2.22	日本航空鹿児島空港支店	霧島市清田町麓 822	
"					1	2	1	7	0	25.2.23	全日本空輸 (株)	東京都港区東新橋 1-5-2 汐留ビルディング	
JR乗車券代					1	0	1	7	0	25.3.5	九州旅客鉄道㈱鹿児島中央駅	鹿児島市中央町 1-1	
航空運賃代					1	2	1	7	0	25.4.6	日本航空鹿児島空港支店	霧島市清田町麓 822	
"					1	2	1	7	0	25.4.11	日本航空東京空港支店	東京都大田区羽田空港 3-1-1	
"					1	2	1	7	0	25.4.17	日本航空鹿児島空港支店	霧島市清田町麓 822	
"					1	2	1	7	0	25.4.19	日本航空東京空港支店	東京都大田区羽田空港 3-1-1	
JR乗車券代					1	2	5	0	0	25.5.11	九州旅客鉄道㈱鹿児島中央駅	鹿児島市中央町 1-1	
この頁の小計					2	7	3	5	8	3			
その他の支出													
合 計													

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳							項目別区分 事務所費				
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
航空運賃代				1	2	0	25.6.1	日本航空 鹿児島空港支店	霧島市清田竹麓 822		
"				1	2	0	25.6.3	日本航空 東京空港支店	東京都大田区羽田空港 3-1-1		
"				2	0	7	25.6.26	(特)全日本旅行センター	鹿児島市上之園竹 15-10		
"				1	2	0	25.6.27	日本航空 鹿児島空港支店	霧島市清田竹麓 822		
"				1	2	0	25.6.27	日本航空 奄美大島空港支店	奄美市笠利竹和野 374-4		
"				1	2	0	25.7.11	日本航空 鹿児島空港支店	霧島市清田竹麓 822		
"				1	6	0	25.8.4	日本航空 東京空港支店	東京都大田区羽田空港 3-1-1		
"				1	2	0	25.8.21	日本航空 鹿児島空港支店	霧島市清田竹麓 822		
"				1	2	0	25.8.21	日本エクスプレス 鹿児島支店	大島郡和泊竹園頭 1732-3		
"				5	4	0	25.10.20	南国交通 (特)	鹿児島市中央竹 18番地 1		
"				1	2	0	25.10.30	日本航空 鹿児島空港支店	霧島市清田竹麓 822		
"				1	2	0	25.11.1	全日本空輸 (特)	東京都港区東新橋 1-5-2 汐留センター		
"				3	7	0	25.11.22	日本航空 (特)	東京都品川区東品川 二丁目 4番 1号		
"				1	2	0	25.11.27	全日本空輸 (特)	東京都港区東新橋 1-5-2 汐留センター		
"				1	6	0	25.12.22	日本航空 鹿児島空港支店	霧島市清田竹麓 822		
この頁の小計				2	6	5					
その他の支出											
合 計											

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳							項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体に あつては、主たる事務所の所在地）	備 考
航空運賃代				1	6	1	25.12.24	日本航空東京空港支店	東京都大田区羽田空港3-1-1	
レンタカー代				1	1	5	25.11.27	(株)日産カーレンタルソリューション	神奈川県横浜市中区高島一丁目番1号	
この頁の小計				2	7	6				
その他の支出			3	0	2	9				
合 計			5	3	9	5				

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 組 織 活 動 費 (通 信 費)				
支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
臨時電話設置						25.1.8	明光通信建設(株)	鹿児島市宇宿2丁目5-33		
この頁の小計										
その他の支出										
合 計										

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組 織 活 動 費 (大 会 費)				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
会場借上料				5 5 4 4 0	25.6.28	鹿児島国際観光(株)	鹿児島市幸次郎一丁目8番10号		
この頁の小計				5 5 4 4 0					
その他の支出									
合 計									

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 組 織 活 動 費 (組 織 対 策 費)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
封筒印刷費					2	4	1	5	0	25.1.10	協業組合 エニカラー	鹿児島市小山田町7276-3	
名刺印刷費					3	8	3	2	5	25.2.13	(特) カンフー	鹿児島市与次郎1丁目5番35号	
"					4	8	8	2	5	25.2.13	瀧島印刷(特)	鹿児島市上之園町17番2号	
挨拶状発送費					1	4	6	0	0	25.2.18	日本郵便(特)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
鹿児島県議会会場地					2	3	0	0	0	25.2.24	(有) 源商事	鹿児島市直砂町34番6号	
鹿児島県議会会場地					2	3	0	0	0	25.3.15	"	"	
鹿児島県議会会場地					3	9	1	0	0	25.5.1	城山観光(特)	鹿児島市新照路町41-1	
鹿児島県議会会場地					1	8	3	3	3	25.6.14	アアガーデンホテル福丸	鹿児島市名山町11-8	
名刺印刷費					1	6	6	9	5	25.6.14	瀧島印刷(特)	鹿児島市上之園町17番2号	
青柳建設組合会場地					2	8	4	7	3	25.6.16	五福六所天文館店	鹿児島市山之口町8-44 山之内ビル	
郷友会会場地					2	9	0	0	0	25.7.6	鹿児島県婦人会館	鹿児島市下苗田二丁目27番12号	
鹿児島県議会会場地					2	9	9	2	5	25.7.8	アアガーデンホテル福丸	鹿児島市名山町11-8	
名刺印刷費					1	2	6	0	0	25.8.7	瀧島印刷(特)	鹿児島市上之園町17番2号	
"					2	7	3	0	0	25.8.30	(特) カンフー	鹿児島市与次郎1丁目5番35号	
封筒印刷費					3	3	6	0	0	25.10.18	協業組合 エニカラー	鹿児島市小山田町7276-3	
この頁の小計					4	0	6	9	2	6			
その他の支出													
合 計													

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に係る特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 組 織 活 動 費 (組 織 対 策 費)			
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
名刺印刷費					15	750	25.10.18	濱島印刷 (株)	浜島市上之園町17番2号	
この頁の小計					15	750				
その他の支出					346	178				
合 計										

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

(備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に關する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 組 織 活 動 費 (名簿管理費)				
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
名簿入力作業代						1	1	0	0	0	25.1.31	永島 伸子	鹿児島市西千石町14-20	
"						5	0	0	0	0	25.1.31	田島 乙子	日置市東市来竹長里75-12	
"						1	0	0	4	0	25.2.27	永島 伸子	鹿児島市西千石町14-20	
"						1	5	4	4	0	25.2.28	米永 友美	鹿児島市宮之浦町570 <small>サンビーチ大塚 B205</small>	
"						9	7	6	0	0	25.3.31	永島 伸子	鹿児島市西千石町14-20	
"						9	7	6	0	0	25.3.31	米永 友美	鹿児島市宮之浦町570 <small>サンビーチ大塚 B205</small>	
"						1	0	6	8	0	25.4.30	永島 伸子	鹿児島市西千石町14-20	
"						1	0	0	8	0	25.5.31	"	"	
"						9	3	2	0	0	25.6.29	"	"	
"						1	0	1	6	0	25.7.31	"	"	
"						1	1	5	2	0	25.8.31	"	"	
"						1	0	0	0	0	25.9.30	"	"	
"						6	5	6	0	0	25.10.30	"	"	
"						9	8	0	0	0	25.11.30	"	"	
"						8	5	6	0	0	25.12.25	"	"	
この頁の小計						1	4	7	6	8	0			
その他の支出														
合 計														

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 組 織 活 動 費 (渉 外 費)				
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
レタックス ゆうメール便代					3	4	2	0	7	6	25.1.16	日本郵便 (株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
レタックス代						4	9	0	4	0	25.2.13	"	"	
レタックス ゆうメール便代						6	5	4	4	0	25.3.15	"	"	
"						6	3	4	2	4	25.4.18	"	"	
レタックス代						5	1	8	2	0	25.5.17	"	"	
"						4	9	7	0	0	25.6.14	"	"	
"						3	8	6	0	0	25.7.12	"	"	
"						4	7	3	0	0	25.8.19	"	"	
"						3	8	9	2	0	25.9.11	"	"	
レタックス ゆうメール便代						6	6	1	0	8	25.10.18	"	"	
レタックス代						4	9	9	6	0	25.11.15	"	"	
"						4	1	2	8	0	25.12.12	"	"	
会食費						1	5	7	8	0	25.1.5	おきき処 牛魔王	鹿児島市東千石町6-7 4F 102号	
"						2	5	2	0	0	25.1.17	八幡	鹿児島市中央町2-4-2F	
12月宅急便代						4	1	0	7	7	25.1.31	ヤマト運輸 (株)	東京都中央区銀座2-16-10	
この頁の小計						9	8	5	7	2	5			
その他の支出														
合 計											← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること			

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 組 織 活 動 費 (渉 外 費)				
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
滞物お茶代					1	1	6	5	5	25.2.8	(株)山形屋	鹿児島市金生竹3番1号		
会食費					2	1	0	0	0	25.2.15	路北裏つきあかり	鹿児島市千日竹8-1		
"					1	6	0	0	0	25.2.28	居酒屋華連	鹿児島市東千石竹1-7-1F		
滞物お茶代					2	5	2	0	0	25.3.27	お茶の美花園	鹿児島市中竹5番2号		
会食費					1	0	3	0	0	25.3.29	ひらのや	鹿児島市上之園竹15-1		
"					1	2	9	5	0	25.4.1	徳永食堂	鹿児島市南郡元竹13-1 2F 247F		
"					1	1	2	1	0	25.4.11	いっく	鹿児島市中央竹20-8 シンパビル1F		
"					2	0	0	0	0	25.4.16	Lovely Baby's	鹿児島市幸竹7-8 3-7ビル5F		
花代					2	2	1	0	0	25.4.19	(有)花遊善	鹿児島市上之園竹15-9		
滞物お茶代					3	3	8	1	0	25.4.27	お茶の美花園	鹿児島市中竹5番2号		
花代					1	0	5	0	0	25.5.23	(有)花遊善	鹿児島市上之園竹15-9		
会食費					5	6	0	4	5	25.5.28	華連	鹿児島市山え口竹3-12		
来客用お茶代					1	1	0	2	5	25.6.4	(株)山形屋	鹿児島市金生竹3番1号		
滞物商品券代					3	0	0	0	0	25.6.13	"	"		
会食費					2	0	6	0	0	25.6.13	いっく	鹿児島市中央竹20-8 シンパビル1F		
この頁の小計					3	1	2	3	9	5				
その他の支出														
合 計										← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること				

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組 織 活 動 費 (渉 外 費)							
支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考			
会 食 費				1	7	8	0	0	25.6.27	鉄板焼 清たき	鹿児島市山元口町9-51	
通物アルツ代				1	6	6	8	0	25.7.4	(有)中央フルーツ	鹿児島市中央町12番地18	
通物お茶代				2	8	8	0	0	25.7.8	ジェイエイかじし茶業(有)	鹿児島市南菜三丁目12番地3	
会 食 費				1	0	8	0	0	25.7.13	うなぎの末よし	鹿児島市天文館 ほか通り	
"				2	4	6	5	0	25.7.23	鹿児島県経済連	鹿児島市山元口町3-12	
"				1	4	6	0	0	25.7.25	五臓六腑天文館店	鹿児島市山元口町8番地44 2Fビル	
"				1	8	6	1	0	25.7.27	ひらのや	鹿児島市上之園町15-1	
通物アルツ代				1	0	5	0	0	25.7.31	(有)中央フルーツ	鹿児島市中央町12番地18	
"				3	0	0	0	0	25.8.2	みどり果樹園	食美市笠利町和野字上平田	
会 食 費				2	5	0	0	0	25.8.6	味処 栄山子	鹿児島市中央町16-9	
"				1	1	8	0	0	25.8.8	ひらのや	鹿児島市上之園町15-1	
"				5	7	0	0	0	25.8.10	GOKU X GOKU	鹿児島市山元口町5-14 2Fビル	
"				1	0	7	1	0	25.9.3	さんまるや 甲南	鹿児島市上之園町24番地28	
"				3	2	6	6	0	25.9.21	梅 屋	鹿児島市新屋敷町27-1-2F	
"				2	7	4	2	2	25.9.25	CAINOYA	鹿児島市城山町2-11	
この頁の小計				3	3	7	0	3	2			
その他の支出												
合 計										← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること		

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

(備考)

- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特別規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 組 織 活 動 費 (渉 外 費)				
支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
会 食 費			1	2	0	25.9.27	黒潮亭	鹿児島市中央町4番地32		
渡物お茶代			2	8	3	25.9.30	お茶の美老園	鹿児島市中央町1-1		
会 食 費			1	4	9	25.10.4	焼肉れもん 明月	鹿児島市千日町9-1 紫明ビル		
"			1	0	4	25.10.10	食処 膳	鹿児島市橋元町10-17 西王ビル		
"			1	5	1	25.10.19	(株)ブド「エロスダイニング」	鹿児島市中央町32番地36号		
"			1	0	9	25.10.27	居酒屋 GAORYU	鹿児島市中央町5-4 鎌田ビル		
"			2	7	7	25.10.30	福わらじ	鹿児島市平元町13-3		
渡物品代			7	7	2	25.11.1	(有)藤かり工房「風吹布」	鹿児島市荒田一丁目47番地10		
渡物お茶代			1	1	9	25.11.7	お茶の美老園	鹿児島市中央町1-1		
"			1	5	9	25.11.8	"	"		
会 食 費			1	1	2	25.11.13	VINO	鹿児島市照国町2-3		
渡物お茶代			1	8	9	25.12.6	(株)山形屋	鹿児島市金生町3番1号		
渡物さつま揚げ			1	2	0	25.12.6	揚立屋金生町本店	鹿児島市金生町3-11		
会 食 費			1	3	6	25.12.6	ぼらぼら	東京都渋谷区広尾5-26-6		
バス代			1	1	0	25.12.8	城山観光ホテル	鹿児島市新照院町4番1号		
この頁の小計			2	9	1					
その他の支出										
合 計										

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

(備考)

- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に關する特別規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費 (渉外費)				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
会食費				14000	25.12.9	(株)金平	鹿児島市山元町8-21		
"				12110	25.12.12	鉄板処 清たき	鹿児島市山元町9-51		
"				19710	25.12.16	ひらのや	鹿児島市上元町15-1		
"				14900	25.12.21	サンバード	鹿児島市中央町27-30		
"				32000	25.12.25	フタバエグセレント	鹿児島市千日町8-11 第13棟		
懇親会費				20000	25.2.3	鹿児島県調理師協会	鹿児島市松原町2-22 第6号		
祝賀会費				15000	25.2.16	鹿児島県調理師協会 鹿児島市山元町8-21	鹿児島市山元町8-21		
"				15000	25.4.20	米澤以男先生の事務所 鹿児島市上元町25-15 三洋ビル	鹿児島市上元町25-15 三洋ビル		
会費				12000	25.6.1	社団法人実践倫理会	鹿児島市加治屋町4-19		
懇親会費				20000	25.6.26	鹿児島県調理師連合会	鹿児島市小川町10番19号		
祝賀会費				15000	25.8.3	鹿児島県実行委員会	日置市伊集院町F谷口4563		
"				13000	25.8.31	鹿児島県調理師協会 鹿児島市山元町8-21	鹿児島市山元町8-21		
秘書会費				15000	25.9.10	自由民主党鹿児島県秘書会	鹿児島市真砂町52番2号		
前期会費(7月)				30000	25.10.15	さつぱパイロットクラブ	鹿児島市郡元町19-5		
祝賀会費				15000	25.11.15	鹿児島県調理師協会 鹿児島市山元町8-21	鹿児島市山元町8-21		
この頁の小計				262720					
その他の支出									
合 計									

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 組織活動費 (渉外費)				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
会 費				1 5 0 0 0	25.11.22	近畿鹿児島県人会連合会	大阪府中央区谷町7丁目3-4 新三ビル		
〃				1 5 0 0 0	25.12.25	南九州税理士会鹿児島県支部	鹿児島県志布志市山崎町9番1号 鹿児島県産業会館		
この頁の小計				3 0 0 0 0					
その他の支出				2 0 0 4 1 9 3					
合 計									

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に係る特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 組 織 活 動 費 (交 際 費)						
支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考			
生花代				1	5	7	5	0	25.1.8	JAさつま置協同月サポート会	日置市伊集院町徳重6-2	
〃				1	0	5	0	0	25.1.21	(株) I43ndI4	奄美市名瀬小決町29-1	
〃				1	5	0	0	0	25.4.4	フレインハート (株)	大分市中央町1130	
〃				1	0	5	0	0	24.4.18	(有) 花の店 イイヤマ	鹿児島市新照院町21-14	
お祝い金				5	0	0	0	0	25.5.27	水元浦弘一・貴子	神奈川県横浜市中区青葉区柿の木台2-42	
生花代				1	1	0	2	5	25.6.10	(有) 花の店 イイヤマ	鹿児島市新照院町21-14	
お香典				3	0	0	0	0	25.9.6	秋山 智恵子	鹿児島市東郡元町7-1-505	
生花代				1	0	5	0	0	25.9.18	(有) セルモ 鹿児島支店	鹿児島市照国町11-27	
お祝い金				2	0	0	0	0	25.9.27	新福一弘	鹿児島市中央町24-13	
お香典				3	0	0	0	0	25.10.21	町田 貴孝	大島郡和泊町手取和名465-2番地	
生花代				3	1	5	0	0	25.12.11	(株) 福山花店	大島郡和泊町和泊578番地	
〃				1	5	7	5	0	25.12.12	(株) I43ndI4	奄美市名瀬小決町29-1	
この頁の小計				2	5	0	5	2	5			
その他の支出				6	8	0	4	0	0			
合 計				8	3	1	6	6	0	4		

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

(備考)

- 1 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に係る特別規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣 伝 事 業 費 (F A X 通 信)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1月分FAX通信					2	9	6	4	9	25.2.27	(株)ネクスウェイ	東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷ビル	アリス
2月分FAX通信					2	9	5	5	4	25.3.27	"	"	
4月分FAX通信					2	9	2	4	5	25.5.27	"	"	
5月分FAX通信					2	9	3	3	3	25.6.27	"	"	
6月分FAX通信					2	9	3	8	5	25.7.29	"	"	
7月分FAX通信					1	1	4	1	6	25.8.27	"	"	
この頁の小計					2	6	1	3	3				
その他の支出													
合 計										← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること			

← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣 伝 事 業 費 (ポスター作成費)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考
ポスター作成費					5	2	5	0	0	25.1.21	洲上印刷 (株)	鹿児島市南菜3丁目1-6	
ビラ作成費					4	6	3	4	7	25.2.5	(株)朝日印刷	鹿児島市上荒田町55-1	
ポスター作成費					3	0	3	9	7	25.2.5	濱島印刷 (株)	鹿児島市上之園町17番2号	
ポスター・写真撮影費					4	7	2	5	0	25.3.15	(有)アップレイトスタジオ	鹿児島市伊敷2-28-3 中庭マンション1F	
ポスター・画像修正代					2	1	0	0	0	25.4.18	(株)朝日印刷	鹿児島市上荒田町55-1	
ビラ作成費					2	5	2	0	0	25.5.17	濱島印刷 (株)	鹿児島市上之園町17番2号	
ポスター・写真撮影費					1	5	7	5	0	25.10.18	川越 亮	鹿児島市上之園町21-4-603	
ポスター作成費					2	4	1	5	0	25.12.10	濱島印刷 (株)	鹿児島市上之園町17番2号	
この頁の小計					1	3	1	2	3	9	5		
その他の支出													
合 計													

← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 宣 伝 事 業 費 (ポスター貼布費)				
支出の目的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
ポスター貼布 経手手当代				7 8 0 0 0	25.5.17	佐藤 明	鹿児島市唐湊2丁目8-1	サンヨービル	
黄ポスター貼布代				4 7 5 1 2 5	25.8.7	(有) 輝 広	鹿児島市新町4-17		
この頁の小計				5 5 3 1 2 5					
その他の支出				7 0 0 0					
合 計									

← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 宣 伝 事 業 費 (宣伝自動車購入・維持費)				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
宣伝自動車購入		千		百		25.4.4	(有)吉永自動車	鹿児島市小野3丁目1191-10	
宣伝自動車維持費						25.5.10	鹿児島地域振興局	鹿児島市谷山港2丁目5-1	
宣伝自動車燃料						25.7.11	オートバックス鹿児島城南	霧島市国分野口西6-3	
この頁の小計									
その他の支出									
合 計									

← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 宣 伝 事 業 費 (広 報 活 動 費)				
支出の目的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
広報従事者人件費		十	百	千	25.1.17	佐藤 明	鹿児島県唐湊2丁目8-1 サンコビル207号	
この頁の小計				1 3 0 0 0 0				
その他の支出				4 2 0 0 0				
合 計			2	5 3 7 8 2 7				

← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 その他の事業費 (第1選挙区支部議員懇談会)			
支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
会食費				9	6	25.2.5	川越 裕路	鹿児島市加治屋町6-8	
この頁の小計				9	6				
その他の支出									
合 計									

← (その13) の「その他の事業費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 その他の事業費 (青年部交流会)			
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
会 食 費							25. 2. 19	(有) 肉のツツミ	鹿児島市千目町9-1	
この頁の小計										
その他の支出										
合 計										

← (その13) の「その他の事業費」の額と一致すること

(備考)

- 1 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 その他の事業費（中小企業対策意見交換会）				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名（団体 にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体 にあっては、主たる事務所の所在地）	備 考	
会 食 費				4 7 8 8 0	25.11.19	373ガーデンホテル福丸	鹿児島市名山町 11-8		
この頁の小計				4 7 8 8 0					
その他の支出				0					
合 計				2 7 5 8 8 0					

← (その13) の「その他の事業費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 寄 附 ・ 交 付 金 (支部交付金)				
支出の目的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
寄 附										25.2.22	自民党鹿児島支部	鹿児島市真砂町52番地2号		
この頁の小計														
その他の支出														
合 計														

← (その13) の「寄附・交付金」の額と一致すること

← (その13) の「寄附・交付金」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 寄附・交付金 (寄附金)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
寄 附				7	0	0	0	0	0	25.4.30	保岡興洛後援会	東京都港区麩町2-5-4 第2期目04 2階	
"				1	0	0	0	0	0	25.8.27	"	"	
"				1	3	6	8	0	0	25.12.27	"	"	
この頁の小計				3	3	6	8	0	0	0			
その他の支出									0				
合 計				4	4	5	3	7	0	0			

← (その13) の「寄附・交付金」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 その他の経費 ()			
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
		十		万		千				
この頁の小計							0			
その他の支出						6.0	0.0	0.0	0.0	
合 計						6.0	0.0	0.0	0.0	

← (その13) の「その他の経費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳															
支出の項目	金 額								年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考			
寄 附			十		7	0	8	5	7	0	0	25. 2. 22	自民党鹿児島支部	鹿児島市真砂町52番地2号	
この頁の小計					1	0	8	5	7	0	0				
合 計					1	0	8	5	7	0	0				

(備考) 1 政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる分類基準による支出項目ごとに、当該本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地、当該支出の金額並びに供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☒	☐	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。

2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

[illegible]

(備考) 1 資産等の内訳については、項目別区分を「土地」、「建物」「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」、「動産」、「預金又は貯金」、「金銭信託」、「有価証券」、「出資による権利」、「貸付金」、「敷金」、「施設の利用に関する権利」、「借入金」に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年5月27日

政治団体の名称 自由民主党鹿児島県第一選挙区支部

会計責任者の氏名 木元 信 

代表者の氏名 (解散団体のみ) 

(注) 「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名 (解散団体のみ)」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成26年5月27日

自由民主党鹿児島県第一選挙区支部（国会議員関係政治団体名）

代表 保岡 興治 殿

登録政治資金監査人 徳留利幸 (徳留)
登録番号 第 2129 号
研修修了年月日 平成21年5月22日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党鹿児島県第一選挙区支部（国会議員関係政治団体名）の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、自由民主党鹿児島県第一選挙区支部（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

自由民主党鹿児島県第一選挙区支部（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党鹿児島県第一選挙区支部（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上